

令和 6 年 生坂村議会

第 4 回 定 例 会 議 錄

令和 6 年 12 月 10 日 開会  
令和 6 年 12 月 17 日 閉会

生 坂 村 議 会



告示第30号

令和6年第4回生坂村議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月29日

生坂村長 藤澤泰彦



記

1. 期 日 令和6年12月10日

2. 場 所 生坂村議会議場

# 令和6年第4回 生坂村議会定例会議事録（12月定例会）

## 1日目

### ○報告 2件

- ・村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について
- ・専決処分の承認を求めることについて  
(令和6年度生坂村一般会計補正予算【第4号】)

### ○事件案 1件

- ・生坂村若者コミュニティセンターの指定管理者の指定について

### ○条例案 1件

- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

### ○補正予算案 6件

- ・令和6年度生坂村一般会計補正予算【第5号】
- ・令和6年度生坂村営バス特別会計補正予算【第2号】
- ・令和6年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第1号】
- ・令和6年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第2号】
- ・令和6年度生坂村簡易水道事業会計補正予算【第1号】
- ・令和6年度生坂村下水道事業会計補正予算【第1号】

- ・総括質疑
- ・議案の委員会付託
- ・請願・陳情について
- ・請願・陳情等の委員会付託

・村長挨拶・提案理由の説明	5 P
・報告の朗読説明	9 P
・質疑・討論、報告分の採決	10 P
・事件案の朗読説明	14 P
・条例案の朗読説明	15 P
・予算案の朗読説明	15 P
・総括質疑	18 P
・議案の委員会付託	18 P
・請願・陳情、委員会付託	18 P

## 令和6年第4回 生坂村議会定例会

令和6年12月10日 午前10時 開議

### 議 事 日 程 【1日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		開 会	
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	報告 第11号	村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について	
4	報告 第12号	専決処分の承認を求めるについて (令和6年度生坂村一般会計補正予算【第4号】)	
5	議案第47号	生坂村若者コミュニティセンターの指定管理者の指定について	総務建経 委員会付託
6	議案第48号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案	
7	議案第49号	令和6年度生坂村一般会計補正予算【第5号】	関係部分 委員会付託
8	議案第50号	令和6年度生坂村営バス特別会計補正予算【第2号】	総務建経 委員会付託
9	議案第51号	令和6年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第1号】	社会文教 委員会付託
10	議案第52号	令和6年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第2号】	
11	議案第53号	令和6年度生坂村簡易水道事業会計補正予算【第1号】	総務建経 委員会付託
12	議案第54号	令和6年度生坂村下水道事業会計補正予算【第1号】	
13		総括質疑	
14		議案の委員会付託	
15		請願・陳情について	
16		請願・陳情の委員会付託	
		散 会	

---

出席議員（8名）

1番 島 幸恵君	2番 山本吉人君
3番 藤澤幸恵君	4番 望月典子君
5番 太田譲君	6番 字引文威君
7番 平田勝章君	8番 吉澤弘迪君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村長 藤澤泰彦君	振興課長 真島弘光君
副村長 牛越宏通君	住民課長 中山茂也君
教育長 上條貴春君	健康福祉課長 松沢昌志君
総務課長 藤澤正司君	教育次長 坂爪浩之君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤澤保君	書記 田中翔太君
-------------	----------

---

## 開会 午前10時00分

○議長(太田譲君) 起立。礼。おはようございます。

### ◎開会及び開議の宣告

○議長(太田譲君) ただいまから、令和6年第4回生坂村議会定例会を開会します。

○議長(太田譲君) 本日の会議に先立ち申し上げます。

12月定例会は新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますのでご協力をお願いします。

なお、マスクの着用については個人判断とします。

○議長(太田譲君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

---

### ◎諸般の報告

議長(太田譲君) 初めにご報告事項申し上げます。

議員派遣の件について、お手元に配付してあるとおり、議員を派遣しましたのでご報告します。

次に、監査委員から、令和6年10月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に置きましたのでご覧ください。

---

### ◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、2番 山本議員。3番 藤澤議員を指名します。

---

### ◎日程2・会期の決定

○議長(太田譲君) 日程2・会期の決定の件を議題にいたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの8日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 「異議なし」と認めます。

よって、会期は本日から12月17日までの8日間に決定しました。

---

### ◎提出議案の報告

○議長(太田譲君) ご報告します。本定例会に提出されている案件は、理事者より提出されている報告第11号「村の義務に属する和解および損害賠償の額の専決処分について」

報告第12号 専決処分の承認を求めることについて「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第4号）」

議案第47号「生坂村若者コミュニティセンターの指定管理者の指定について」

議案第48号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」

議案第49号「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第5号）」

議案第50号「令和6年度生坂村営バス特別会計補正予算（第2号）」

議案第51号「令和6年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第1号）」

議案第52号「令和6年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第2号）」

議案第53号「令和6年度生坂村簡易水道事業会計補正予算（第1号）」

議案第54号「令和6年度生坂村下水道事業会計補正予算（第1号）」

の報告2件、事件案1件、条例案1件、補正予算案6件の計10件であります。

---

### ◎村長挨拶・提案理由の説明

○議長(太田譲君) ここで、村長の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 皆さんおはようございます。令和6年第4回議会12月定例会の開会にあたりご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、師走に入り、大変ご繁忙の折、全員のご参集を賜り、誠にありがとうございます。日頃は村政運営に対しまして、ご指導ご鞭撻をいただいていることに感謝を申し上げる次第でございます。

さて、政府は、物価高への対応などを柱とする新たな経済対策で、その裏付けとなる今年度の補正予算案を先月29日に閣議決定し、昨日国会に提出しました。一般会計の総額は、昨年度の補正予算を上回る13兆9433億円となっております。このうち、賃上げの環境の整備などを通じた「日本経済・地方経済の成長」に5兆7505億円、電気・ガス料金の補助再開や住民税非課税世帯への給付金

など物価高への対応に、3兆3897億円、能登半島地震の被災地のインフラ復旧を含む「国民の安心・安全の確保」に4兆7909億円を盛り込みました。

一方、財源には、今年度の税収で上振れが見込まれます3兆8270億円のほか、昨年度の剰余金などを活用しますが、不足分を賄うため、国債を6兆6900億円追加で発行することとしております。

1つ目の柱「日本経済・地方経済の成長」の5兆7505億円の概要は、賃上げに向けた中小企業の設備投資やIT導入などの支援に3400億円、AI・半導体産業の強化に1兆3054億円、地方の産業の高付加価値化などに充てます「新しい地方経済・生活環境創生交付金」に1000億円などとなっております。

2つ目の柱「物価高への対応」の3兆3897億円の概要は、住民税の非課税世帯を対象とした給付金の支給に4908億円、来年1月から再開します電気・ガス料金への補助に3194億円、ガソリンなどの価格を抑えるための補助事業に1兆324億円などとなっております。

3つ目の柱「国民の安心・安全の確保」の4兆7909億円の概要は、能登地域の被災者の支援なども含めた自然災害からの復旧・復興に6677億円、公立学校の体育館の空調整備などに2076億円などとなっております。

政府は、この補正予算案について年内の成立を目指すこととしております。

また政府は、昨日の臨時閣議で、2024年度補正予算案関連の地方交付税法改正案を決定しました。補正予算案により増額されました今年度分の地方交付税2兆748億円について、1兆1926億円を今年度に交付し、6822億円を来年度分の地方交付税の総額に加算するなどの内容を、今国会において成立を目指しております。

1兆1926億円の内訳は、人事院勧告を踏まえた地方公務員給与のプラス改定と、政府の総合経済対策の地方負担への対応が6946億円と能登半島地震による財政需要に対応する特別交付税の増額が980億円、臨時財政対策債の償還財源の措置が4000億円となっております。

次に、脱炭素関連の事業の進捗状況につきましては、広報いくさか、龍と子等でお知らせしておりますので、簡潔にご報告させていただきます。

本年度、観光庁にお認めいただきました「第2のふるさとづくりプロジェクト事業」では、9月15日（日曜日）に「旅するいきもの大学校！」の初回の講座を開講してから、今週14日（土曜日）までに5回の講座が終了する予定でございます。年明け、1月11日土曜日は最終回となります6回目の講座を開いて、修了式をあわせて行う予定としております。

本講座では雲根地区を会場に、立教大学奇二准教授による村に生息する生物の学びと村の自然や魅力に触れていただく機会を通じて、関係人口の増加を目指しております。本年度、参加登録いただきました33名の受講生が研究員に認定され、今後活動いただけることを期待するところでございます。

また、同じく雲根を中心としたフィールドで実施しました、県の地域発元氣づくり支援金を活用しました「いくさか創造の森プロジェクト」は、8月から11月にかけて、松本山雅と参加者による地域の新たな楽しみ方を実践します3回の部活動形式のイベントとして開催し、延べ25名にご参加いただきました。本年度実施しました、野外でのパブリックビューイングやアウトドアサウナなど、新たなアクティビティは、内部で検証の上、雲根地区や観光での今後の事業のプログラムとして検討してまいります。

そして脱炭素先行地域づくり事業につきましては、太陽光発電設備等のPPA事業では、株式会社いくさかてらすにより、現在までに公共施設17施設、民家4軒、事業所4件の25ヶ所に太陽光パネルの設置に至っております。

また、来年4月からの電気の小売事業の開始に向けた準備と手続き等を進めているところでございます。

そして、村の実施事業のうち、公共施設関係におきましては、7月に発注しました省エネ機器導入・LED化改修調査設計業務では、村の16施設を2業者において、3月までの工期として、現在進めております。

EV関係では、EVバス1台、公用車5台を発注しており、来年3月には、公用車を配備する4施設の公共施設の充電器設置と併せて、納車を完了する予定でございます。

木質バイオマス関係では、やまなみ荘のチップボイラーは、来年2月末までに設置予定であり、今年度設計中の施設の改修完了後から稼働を目指しております。

令和5年度繰越事業としていました公共施設のペレットストーブは10月に4施設、5台の設置を完了しました。本年度も、引き続き、4施設での設置を進めていく予定でございます。

森林整備につきましては、昨年度の村内森林の調査結果を基に、振興課を中心に国の森林環境譲与税や県の森林づくり県民税の補助事業などを活用して、ゾーンを決めての伐採やライフラインの支障木の伐採などの取り組みが必要と考えており、長野県林業コンサルタント協会や共同提案者である山仕事創造舎など、関係者と実施に向けた調整を行っているところでございます。

また、マイクログリッドの構築事業、小水力発電に関しましては、来年度から本格的な施工に向けて、今年度実施設計を進めてまいります。

村営住宅につきましては、ZEH住宅として2棟の集合住宅を設計、整備を進めております。

今年度から開始しました、省エネ機器、木質バイオマスストーブの導入支援におきましては、11月末時点で、省エネ機器で30件、木質バイオマスストーブで8件の交付を決定しており、村内の家庭への導入が順調に進んでおります。

以上のように、着実に脱炭素先行地域づくり事業が進捗しておりますので、村民の皆さんも当事業に関心を持っていただき、当村の環境や未来の生活のために「地域エネルギー」の重要性を認識していただき、当事業にご理解とご協力をお願いする次第でございます。

昨年10月に農水省から採択されました「最適土地利用総合対策事業」は、中山間地域における複数の集落を対象に、地域の実情に即した農用地保全のための多様な取り組みを総合的に支援するために、5年間、ソフト・ハードに交付金をいただき様々な事業を実施しております。

特に、基盤法等の改正法が施行されたことにより、市町村では、将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」（土地利用構想）を来年3月までに策定しなければなりません。

このため、最適土地利用総合対策事業を活用し、農業委員の皆さんと、担当職員が地域に出向き、積極的に地域での話し合いを行い、担い手や地域で耕作する農地と、今後維持管理が難しい農地等を明確化した上で、地域計画を策定するため、今年度に入り今までのべ42地区で話し合いをし、今週の土日の2地区で全ての「地域ぐるみの話し合い」が終了する予定となっております。

この地域計画の策定に向けては、農林業センサスにおける農業集落単位を基本として話し合い、15日（日曜日）の上生坂区を最後に全地域の地域計画（土地利用構想）がまとまる予定となっております。そして今後、地域計画（案）の公告として、2週間縦覧を行った後、地域計画を策定できる運びでございます。

生坂村の基幹産業であります農業は、農業従事者の高齢化、担い手不足などの課題がありますが、策定します地域計画に沿って、生坂農業未来創りプロジェクト会議で検討協議をし、新規就農や経営継承等への支援による担い手の確保と育成、農業農村整備事業などの関連事業を活用して持続可能な農業に取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き、村民の皆さんとの対話を重視し、村民主役の村政運営に努め、安全で安心して住みよい生坂村で有り続けるために、様々な課題に対して、議員各位と検討協議をお願いしながら、課題解決に向けて方向付けをしているところでございます。

議員各位並びに村民の皆さんには、明日の生坂村のために、格別なるご支援、ご協力を賜ります様、お願い申し上げる次第でございます。

それでは、今議会定例会に提出させていただきました議案は、報告2件、事件案1件、条例案1件、予算案6件の計10件であります。

#### 報告第11号「村の義務に属する和解および損害賠償の額の専決処分について」

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分で、物損事故に係る損害賠償の額を定めたので報告するものであります。

#### 報告第12号 専決処分の承認を求めるについて

この報告は、「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第4号）」で既定額に388万円を追加して総額を33億7630万2000円とする補正予算の専決処分であります。

主な内容は、歳入で地方交付税44万9000円、県支出金343万1000円を増額し、歳出では総務費で343万1000円、民生費で44万9000円を増額しております。

#### 議案第47号 「生坂村若者コミュニティセンターの指定管理者の指定について」

この議案は生坂村若者コミュニティセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第48号 「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」この議案は、刑法等の関係法令の改正に伴い、村の条例について字句の改正が必要となる5条例について、一括して改正する条例案であります。

#### 議案第49号 「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第5号）」

この予算案は既定額に3328万7000円を追加し、総額を34億958万9000円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入では、地方交付税を782万8000円、使用料および手数料を1416万円、県支出金490万2000円、繰越金690万4000円を追加し、歳出では、総務費を458万1000円、民生費778万2000円、衛生費1997万1000円、農林水産業費1233万7000円、土木費563万2000円、災害復旧費239万6000円を追加し、教育費で217万8000円を減額することとし、地方債限度額を4億1211万円とするものであります。

#### 議案第50号 「令和6年度生坂村営バス特別会計補正予算（第2号）」

この予算案は、既定の額に67万6000円を追加し、総額を4937万6000円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入で繰入金22万5000円、繰越金45万1000円を増額し、歳出では総務費67万6000円を増額するものであります。

#### 議案第51号 「令和6年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第1号）」

この予算案は、既定額に762万3000円を追加し、総額1億2022万3000円とする補正予算であります。

主な内容は歳入では、他会計繰入金758万6000円を増額し、歳出では、経営管理費762万3000円を増額するものであります。

#### 議案第52号 「令和6年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第2号）」

この予算案は既定額に2837万1000円を追加し、総額を3億2991万9000円とする補正予算であります。

主な内容は歳入では繰入金1413万円、繰越金1424万1000円を増額し、歳出では保険給付費146万2000円、諸支出金2837万1000円を増額し、地域支援事業146万2000円を減額するものであります。

議案第53号 「令和6年度生坂村簡易水道事業会計補正予算（第1号）」

この予算案は、収益的収入では97万1000円を増額し、総額を7516万4000円とし、収益的支出では5,000円を増額し、総額を7419万8000円とし、未収金および未払い金の確定による特例的収入および支出の金額を改める補正であります。

議案第54号 「令和6年度生坂村下水道事業会計補正予算（第1号）」

この予算案は、収益的支出83万5000円を増額し、総額を8043万5000円とし、未収金および未払い金の確定による特例的収入および支出の金額を改める補正であります。

以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶並びに議案の説明といたします。

○議長(太田譲君) 挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

---

### ◎日程3・報告第11号

○議長(太田譲君) 日程3・報告第11号「村の義務に属する和解および損害賠償の額の専決処分について」を議題とします。

担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

○議長（太田譲君） この報告第11号は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく報告のため採決は不要です。

---

### ◎日程4・報告第12号

○議長(太田譲君) 次に、日程4・報告第12号 専決処分の承認を求ることについて 「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

### ◎質疑・討論

○議長（太田譲君） 報告第12号について朗読説明が終わりましたので、質疑・討論に入ります。質疑・討論のある方の発言を許します。はじめに質疑はありませんか。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 1番 島議員。

○1番（島幸恵君） 1番 島幸恵です。報告第11号について質問いたします。

これは、専決処分ということで、山形県での

○議長（太田譲君） 島議員 専決11号は、採決なく、質疑もなしです

○1番（島幸恵君） 質疑もないんですか。これはすいません。異議あり。よろしいですか。異議があります。よろしいでしょうか。

質疑もなしというのは、12月4日に、これは出されたわけですけれども、そのときは、これに対して説明っていうのもありませんでしたし、質疑をする場っていうのもなく、採決も必要ないということであるのならば、私達議会の必要性っていうのが、問われてくると思うんですけど、この専決処分でこの事故というのが、山形県ということで、長野県内でもないわけですよね。これが5月3日ゴールデンウィークの連休中の朝、早朝4時43分ということで、これはどうしてというのが、その質疑もできないっていうのは、これはおかしくないですか。以上、異議です。

○議長（太田譲君） はい、後刻、協議します。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員

○1番（島幸恵君） 後刻協議をするということは、これに対して、質問、疑問点があっても何も答えられないということですね。採決もないということは、私達はこれをその説明というか、わからないわけですよ。その疑問点があるわけです。それが、解消されないまま、後刻、何を協議なさるんですか。

○議長（太田譲君） 一応、地方自治法第67号第180条1項の規定により、これは首長においての専決処分ということになっておりますので、これについて議案で挙げられているので、こちら議会としては、これは挙がっているものは質疑等なく、これは報告事項ですので採決は必要ないということあります。

ただ、島議員がおっしゃったように、その辺の説明ということでありますので、後刻その説明が必要かどうかを、議会の方で皆で協議をして、必要であるということであれば、行政の方にまた私の方から確認を取りますので、今の時点では後刻協議をしますというお答えをしました。ご理解いただけますか。

○1番（島幸恵君） 異議あり。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） すいません。議会で後刻これが必要かどうかということを協議するというふうにおっしゃいましたけれども、私は少なくとも必要です。これは質問に答えていただきたいんですけども、このままこういう専決処分で、その議会の、議会への説明もなく、採決もなく、これは村長の判断で決定されたことなんですか？それには議会にきちんと疑問があるというところは、答えていくべきじゃないですか。

○議長（太田譲君） なので、そういうことについて、後刻議会でちゃんと協議をしますと言っています。今この場での協議ではなくて、後刻しっかりと、この件に、島さんの異議について、ちゃんと議会で話し合いをして、行政の方に必要であるということになれば、ちゃんと質疑を行いますって、相談をしますって、今私答えたんですけど。それでご理解よろしいですか。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） はい。この12月の議会で、これが出てきているわけです。これが事故が起きたのは5月ということで、もう半年ぐらい経ってるんですよね。今出来たこととか、これがどうして賠償額というのが、19万110円あるんですけれども。これが公用車としての事故として出てきてるわけですね。それのことを言ってるわけです、私は。その質問をしたいと言うんですけれども、これを必要かどうか、ここにいらっしゃる議員の皆さんで、後刻協議するというのは、私の今伺っていることとは違うんですけども。皆さんはこれが、特になんの皆さんお話を伺ってるのかもしれないんですけども、私はこれ見て、疑問点があるんですけども。他の皆さんには疑問点が全くないということで、必要ないということなんですかね。これがどういうことなのかなっていうのは皆さんおわかりということなんですか。

○議長（太田譲君） 島さんがおっしゃったようなことは誰も思ってないと思います。だから島さんから今そういう異議がとなわれたので、今この場ではなくて、ちゃんと後刻、ちゃんとした全員協議会とかの場所で、議員でお話し合いをして、必要であれば、説明を求めますっていう話をしてるんです。今この場でそれを決めることはできないので。だから後刻ちゃんと協議をしますと伝えています。はい、よろしくお願いします

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 今12月定例会、今日初日です。いろいろな報告、あと議案、予算案出てきています。議会というものはこういうものを、行政から出していただいたものを、審議をする場だと私は思っております。ですので、専決処分で採決が必要ないとのことなんですけれども、私は疑問点があるので、質疑に答えていただきたい。

○議長（太田譲君） だからそれは意見としてお伺いします

○1番（島幸恵君） 意見としてというか

○議長（太田譲君） ちょっと待ってください。

○1番（島幸恵君） はい。この議会の場で、やっぱりその私達議員が、果たさなければいけない職務だと思っています。ですので、疑問点は、これは皆さんが必要かどうかではなく、やはり議員、私も議員として申し上げております。疑問点があるうちは、答えていただきたいです。

○8番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田譲君） 吉澤議員。

○8番（吉澤弘迪君） 専決処分については、これは自治法で決まってますんで、報告だけでいいと。ただし、この専決処分の内容について、今島さんが言ったように、県外であるとか、それから誰がやっただとか、それからどうしてその要求というか金額が確定して、5月のが今までになったとか、その疑問点についてその当事者といいますか、村の方で説明していただければ、この議案は全て解決すると思いますんで。最初の専決処分について異議を申しあげるっていうことは、これは法律上では許せませんので、あのその理由だけを今この場で説明していただければ、簡単にこの案件は解決すると思いますんで。我々もそのように感じておりますので、ぜひそうしてやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（太田譲君） 後刻協議をして行政側に確認しようと思いましたが、行政側の方で、もしお答えができるのであれば、よろしいですか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） それではお答えをいたしますが、地方自治法第180条の報告でありまして、第180条につきましては、議会に報告すれば足りるということで、承認を求める必要はないということになっておりますので、その点はご理解をいただきたいと思います。

その上で、先ほどご質問のあった内容につきましてですが、この件につきましては、地域おこし協力隊員が、任期後の定住に向け必要な検討を行うために、公用車を使用したものであり、遠方であることに配慮が足りなかったということから、車両の使用に係る規定をしっかり設け、安全運行の指導を徹底して行って参りました。

この時期になったというのは、損害賠償の額、保険の方でいろんな手続きを踏んで、額が確定をした後に、その次の議会で報告するということになっておりますので、本議会での報告となりました。以上でございます。

○8番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田譲君） 吉澤議員。

○8番（吉澤弘迪君） 今大好き隊の任期後の業務の打合せで公用車を使ったと、こういうことでございますが、このお金はですね公金でございます。事故が起きるかどうか、こういうことは使えば危ないじゃないかっていう観点のもとに、やっぱり普通の交通機関を使ってやってくれとか、そういう指導をですね、村当局がやらなければ、これは駄目だということを意見申し上げまして、後の参考としていただくよう申し上げて、私の意見は、終わります。以上お願いをいたしたいと思います。

○議長（太田譲君） はい、よろしいですかね。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） はい。説明いただきありがとうございます。今のことに対して、追加で質問させていただきたいんですけども、地域おこし協力隊およびその集落支援員の活動用車両の活動業務外使用に関する規定っていうのが、今年の6月1日から適用されているようなんですけども、この地域おこし協力隊の方の卒業後の用務に関する活動ということで、これっていうのは公用車で行く公務として村長が認められて、それで行ったということなんですかね。それが1点と、あとその事故とか今回その物損事故だったんですけども、公用車を私用、業務外に使ってもいいということになっているんですけど、1km当たり費用を25円負担すればいいというふうに、これ書いてあるんですけども、もし人身事故とか大きな事故になるっていうことも考えられると思うんですけども、事故などを起こす、起こってしまうと、認めた村長さんとかの責任にもなってしまうことだと思いますので、まずその1点は、これは村長が申請に、申請、この許可外使用の申請を、隊員の方が提出されて、それを認められて、これ使用に至ったのか。あとは大きな事故なんかを考えて私用で使って、公用車ですし、そういうのを良いというふうに、これからもされていくのかということの2点お願ひいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えいたします。

1点目についてですが、村長が認めたかということですが、村長の認める案件ではございませんで、私のところで、許可を出したと、そういうことになります。

それから今後でありますが、先ほども申し上げましたとおり、これらの本件の案件を受けまして、それ以降、私用として使える範囲というものを明確化いたしまして、徹底を図っているところであります。それ以前は、そこまでの明確化に定められたものがなかったということから、今回ののような件が発生してしまったということで、現在ではこういった県外まで行くようなことは、しないようにということで、規定の方を改めさせていただいております。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 会議規則で質疑は、2回を超えてはならないと、2回までは大丈夫ということなので質問させていただきます。

この損害賠償の額というのは19万110円で出てるんですけども、これは完全に村が負担を、自動車共済から支払うということで、それは村が出して、事故を起こした方っていうのは特に負担するお金っていうのはなかったんでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、損害賠償の額につきましては、加入しております自動車共済からの支払いということで、そのための公用車につきましては、こういった事故が発生した場合には、公用車でありますので本人がどんな場合でも本人が負担する事がないように共済に入っているものであります。したがいまして今回につきましても、共済の方からの支払いということになっております。以上であります。

○議長（太田譲君）　　はい、よろしいですか。よろしいですか。はい。いいですね。  
はい、再開します。

報告第12号について質疑討論のある方の発言を許します。はじめに質疑はありますか。

○議長（太田譲君）　　討論はありませんか。

○議長（太田譲君）　　質疑・討論を、ないようですので終結します。

---

### ◎採決

○議長（太田譲君）　　これより採決に入ります。

報告第12号 専決処分の承認を求めることについて  
「生坂村一般会計補正予算（第4号）」を原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

○議長（太田譲君）　　挙手全員です。  
よって報告第12号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

### ◎日程5・議案第47号

○議長（太田譲君）　次に、日程5・議案第47号「生坂村若者コミュニティセンターの指定管理者の指定について」議題にします。  
担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君）　議長。  
○議長（太田譲君）　総務課長。  
○総務課長（藤澤正司君）　（総務課長　朗読説明）

○議長（太田譲君）　以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

## ◎日程6・議案第48号

○議長(太田譲君) 次に日程6・議案第48号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」を議題にします。

担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

○議長(太田譲君) ここで換気のため休憩をとります。

再開は11時5分とします。

---

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

---

## ◎日程7・議案第49号

○議長(太田譲君) 再開します。日程7・議案第49号「令和6年度生坂村一般会計補正予算(第5号)」を議題にします。

担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○住民課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(中山茂也君) (住民課長 朗読説明)

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) (健康福祉課長 朗読説明)

○振興課長（真島弘光君） 議長。  
○議長（太田譲君） 振興課長。  
○振興課長（真島弘光君） （振興課長 朗読説明）

○教育次長（坂爪浩之君） 議長。  
○議長（太田譲君） 教育次長。  
○教育次長（坂爪浩之君） （教育次長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎日程8・議案第50号

○議長（太田譲君） 日程8・議案第50号「令和6年度生坂村営バス特別会計補正予算（第2号）」を議題にします。  
担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。  
○議長（太田譲君） 総務課長。  
○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 議案の朗読説明を終わります

---

#### ◎日程9・議案第51号

○議長（太田譲君） 日程9・議案第51号「令和6年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第1号）」を議題にします。  
担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（中山茂也君） 議長。  
○議長（太田譲君） 住民課長。  
○住民課長（中山茂也君） （住民課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります

---

## ◎日程10・議案第52号

○議長(太田譲君)　日程10・議案第52号「令和6年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題にします。

担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君）　議長。

○議長（太田譲君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君）　（健康福祉課長　朗読説明）

○議長（太田譲君）　以上で、議案の朗読説明を終わります

---

## ◎日程11・議案第53号

○議長(太田譲君)　日程11・議案第53号「令和6年度生坂村簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題にします。

担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（真島弘光君）　議長。

○議長（太田譲君）　振興課長。

○振興課長（真島弘光君）　（振興課長　朗読説明）

○議長（太田譲君）　以上で、議案の朗読説明を終わります

---

## ◎日程12・議案第54号

○議長(太田譲君)　日程12・議案第54号「令和6年度生坂村下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題にします。

担当者の朗読説明を求めます

○振興課長（真島弘光君）　議長。

○議長（太田譲君）　振興課長。

○振興課長（真島弘光君）　（振興課長　朗読説明）

○議長（太田譲君）　以上で、議案の朗読説明を終わります

---

### ◎日程13・総括質疑

○議長(太田譲君)　日程13・これより総括質疑に入ります。日程5・議案第47号の事件案1件、日程6・議案第48号の条例案1件、日程7・議案第49号から日程12・議案第54号までの令和6年度補正予算6件の計8件について質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○議長(太田譲君)　質疑なしと認め、総括質疑を終結します。

---

### ◎日程14・議案の委員会付託

○議長(太田譲君)　次に日程14・議案審査のため、各常任委員会に議案を付託したいと思います。ただいま議題になっております日程5・議案第47号から、日程12・議案第54号までの事件案1件、条例案1件、令和6年度補正予算案6件の計8件について、慎重審議を期するため、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君)　「異議なし」と認めます。  
よって8議案をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎日程15・請願・陳情の提出

○議長(太田譲君)　次に日程15・陳情6・第10号「臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める陳情」、

陳情6・第11号「福祉医療給付制度を国の制度として確立することと医療費助成に関わる国民健康保険の国庫負担軽減額調整措置を全て廃止することを求める陳情」についての2件を議題にします。

---

### ◎日程16・請願・陳情の委員会付託

○議長(太田譲君)　お諮りします。

ただいま議題となっている日程15の陳情2件の内容は、お手元に配付のとおりです。朗読説明を省略し、所管の常任委員会に付託して審査願うことにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 「異議なし」と認めます。

よって、日程15の陳情6・第10号と陳情6・第11号は所管の常任委員会に付託することに決定しました。

ここで事務局に常任委員会付託案件表を配布していただきますので、しばらくお待ちください。

---

#### ◎散会の宣言

○議長(太田譲君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日11日水曜日の午前10時から再開し、一般質問を行います。

○議長(太田譲君) 本日はこれにて散会します。

起立。礼。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 0時 7分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和6年12月10日

議長

石川 浩

署名議員

山本 告人

署名議員

藤澤 幸惠

# 令和 6 年第 4 回 生坂村議会定例会議事録（12月定例会）

2 日目 (12月 11 日)

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・一般質問 6 人
- ・散会

・一般質問	4 P
吉澤弘迪議員	4 P
山本吉人議員	13 P
望月典子議員	18 P
平田勝章議員	22 P
島幸恵議員	30 P
字引文威議員	43 P
・散会	52 P

# 令和6年第4回 生坂村議会定例会

令和6年12月11日 午前10時 開議

## 議事日程 【2日目】

日程	議案番号	事件名	備考
		再開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
		閉会	

---

出席議員（8名）

1番 島 幸 恵 君	2番 山 本 吉 人 君
3番 藤 澤 幸 恵 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 讓 君	6番 字 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 真 島 弘 光 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 中 山 茂 也 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 坂 爪 浩 之 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君 書 記 田 中 翔 太 君

---

## 開議 午前10時00分

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

---

### ◎再開

○議長(太田譲君) これより令和6年第4回生坂村議会定例会を再開します。

○議長(太田譲君) 本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会は、新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますのでご協力をお願いします。

なお、マスクの着用に関しては個人の判断とします。

○議長(太田譲君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付してあるとおりです。

---

### ◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、4番 望月議員、6番 字引議員を指名します。

---

### ◎日程2・一般質問

○議長(太田譲君) 日程2・一般質問を行います。順番に発言を許可します。

最初に8番 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 8番 吉澤弘迪です。一般質問を始めます。私は村長の政治姿勢についてというテーマで一般質問を行います。

私は平成17年4月の生坂村議会議員選挙で当選以来、令和7年4月まで5期、20年間の議員生活となります。一方、藤澤村長も私に遅れて日本は平成19年2月に、議員から村長に当選以来令和9年2月で5期、20年となられます。私は自分の議員生活を振り返って、自分なりに村づくりに真剣に取り組んできたとの自負はありますが、84歳まで議員生活を続けてしまったことで、周囲の方々にいろいろとご迷惑をかけてしまい、「晩節を汚さず」の教えに反してしまったことに深く反省しています。

藤澤村長の村政の実績については、私が議員という立場で、つぶさに20年間観察してまいりましたし、時にはお互いに激しい議論を重ねてまいりました。今回、私は20年間の反省も含めて自分の議員活動の総括として、私の議論相手だった藤澤村長の村政について、その20年間の実績について評価し、その政治姿勢について村の今後のあり方について、私の日頃を考えていることについて質問をいたしたいと思います。

まず、最初に村長の村づくりの基礎となる理念についてお伺いいたします。最初に、私の藤澤村長の村政についての評価をいたしたいと思います。藤澤村長のこれまでの村長の実績は財政面では、事業は補助金を中心に使用し、公債、借金は繰上償還して財政の円滑化を図り、令和5年度の実質公債比率は7.4パーセントと1桁で財政改革の努力が認められました。現在までに、基金、貯金は24億5000万円に上り、村に不測の大災害が発生してもそれに対応できる金額となっています。

また、県の町村会の役員として広域の振興に寄与するとともに、村内では、村政懇談会、農業懇談会を定期的に開催して、新しい事業の村民への説明責任を常に果たしております。

また、村内で行われるボランティア団体の会合にも必ず出席して、村民1人1人に村政に対する意見を聞き、親睦を図っています。私は、村政に対しては是々非々の立場をとることを信条とし、ときには村長と激しい議論を行いましたが、現在は村長の村政に真剣に向き合う姿勢に感動し、信頼の気持ちが生まれ、自分なりに何か村のためになることに協力しようと思う気持ちが生まれています。これは私の藤澤村長の評価です。

人はこれを「なれあい」ではないかというかもしれません、何と言われようとも私のこれが本当の気持ちです。村長は日頃、物事に対して冷静でクールであるため、「村長には哲学がない」という人もおりますが、私は村政に真剣に向き合う姿勢を見て、他人には見られない理念や哲学を必ず持っておられると思いますが、村長の村政の村づくりに対しての理念・哲学は何であるかお伺いをいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 8番 吉澤議員の皆村づくりの基礎となる理念についてという質問でございますが、吉澤議員が言われるとおり、お互いに議員と村長として村政運営に携わってきて、20年が過ぎようしておりますが、ただ今は、過分なる評価をいただき恐縮しているところでございます。

それでは、私が思っている村づくりの基本理念でございますが、地方自治での行政運営は、地域住民の意見を聞き、住民の意思に基づき行うこととされており、村民の皆さんのが自主的に取り組むことにより、行政が成り立っていくものと考えております。そこで村づくりの中で最も重要なことは、地域・村に対して愛着と責任感を共有して、村民と行政との協働による村づくりすることが必要であると思っております。

よって、村民の皆さんのご理解ご協力をいただく中で、個人でできることは個人自ら行っていただく。個人ではできないことを、家族や地域の取り組みの中で解決していただく。それでも解決できない問題は、行政と一緒に解決をしていく。つまり、自助、公助、共助を基本と考え、村民と行政が対等な関係と信頼関係で結ばれ、それぞれの役割分担を認識し合い、協働による村づくりという共通課題に向かって、協力連携して実行していかなければと考えております。

そして、そのために区との連携も緊密にしていかなければと考え、地区担当職員が、区の皆さんのが活動状況、ご意見、ご要望の把握や、毎年度10区に出向き、要望内容を確認し、村政に反映をさせていただいております。

また、行政からも議決した案件や村の状況等に関しまして、区の役員の皆さんと相談し、タイムリーに地区担当職員から区民の皆さんに報告をするよう努めているところでございます。私もタイムリーに情報を発信するために、毎日の村内での行事や会議の内容、生坂村の四季折々の風景を発信するようにしております。

財政面では、吉澤議員ご指摘のとおり、村の自主財源が少ないために、職員とともににより多くの国や県の補助金や交付金を、財源に確保するように努めることや、毎年度、長野国道事務所、松本建設事務所、犀川砂防事務所、松本地域振興局の企画振興課、農地整備課、林務課の職員の皆さんに現地調査を行っていただき、村民の皆さんからの要望箇所を1つでも多く対応していくぞくように取り組んでいるところでございます。

今後も各区の歴史、文化、伝統を生かした特色ある活動ができますよう、各区の現状を把握する中で、村民のための新たな「協働」についても検討し、その結果により、更なる協働の村づくりを進めてまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 今、村長から村づくりの理念についてお答えをいただきましたので、私のその言葉に対する感想を述べたいと思います。

村長の村づくりの基本理念は、自助・共助・公助であると言わされました。これは、前寺島村長の時代に、平成の大合併があり、村の進むべき方向を「当面の自立」と定めたときに、小さくて財政に厳しい村が自立していくためには、住民サービスの基本を、自助・共助・公助と定めた言葉と全く同じであります。

これは村長の言われるよう、村民と行政が対等で、信頼関係で結ばれ、それぞれの役割分担を認識することが必要であるということから生まれた言葉です。時代が経過してその当時のことわざをわかる人が少なくなり、新しい多様性の時代になり、考え方もいろいろな人が村内に存在するようになって、この言葉をほとんどの村民が忘れてしまっていますが、もう一度村づくり委員会を作つて、自立するためにはどうするかの村民自らの必死に模索したことを思い出せる大切な言葉です。この言葉は村の宝の言葉です。厳しい社会情勢の中では、村はこれからも幾つもの厳しい局面が訪れると思いますが、村民に信頼と勇気を与える言葉であつて、この村長の村づくりの理念は村民の宝として大切にし、村民も忘れないでほしいと願っています。以上が私の村長の村づくり理念に対する感想であります。

次に、2番目の質問として、村の進むべき方向についてお伺いいたします。  
平成13年、村長が村會議員になり、前寺島村長時代に、平成の大合併があり、村の進むべき方向を決定しなければならない大局面が発生しました。当時村民の合併か自立かの意向調査では、合併が50パーセント、自立が50パーセントで村議会も合併か自立かで意見の統一ができずに分裂していましたと聞いています。

そんなとき、前寺島村長が、諸般の情勢を考慮し、窮余の一策として、村の進むべき方向を「当面の自立」と決定し、現在に至っています。「当面の自立」を続けるために住民サービスの基本を「自助、共助、公助」とすることを村民も合意し、我々議會議員も各人がこぞつてボランティア団体に加入し、魅力ある村づくりに率先して協力してきました。以来20年が経過し、現在は自立に向かって、村づくりが定着していて、村の進むべき方向を、「当面の自立」などと言う必要がなくなっていると考えますが、村外からの移住者が多くなり、当時の状況を知る人も少なくなって誰一人として村の進むべき方向について言及する人はおりません。

当時の状況について、私も村長もよく知っておりますので、以来20年間村政に携わってきた村長に、率先して村の進むべき方向を「自立」と宣言していただきたいと考えますが、いかがお考えになるか、お伺いをいたしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 8番 吉澤議員の村の進むべき方向についてというご質問にお答えをいたします。

吉澤議員ご指摘のとおり、前寺島村長が「当面の自立」と決めた後、それを継承して私が村長になり、平成22年度からの第5次総合計画を策定する際にアンケートを行い、合併に関するアンケートの結果は、「合併すべきである」「将来は合併すべきである」との回答が、合わせて36パーセント「できれば自立が良いが、合併もやむを得ない」が30パーセント、「合併すべきでない」が8パーセントという結果になり、合併の可否については大きく意見がわかれ、第5次総合計画に合併、または自立のいずれかの方針を、計画には記載せず、各委員の意見を記載することにとどめました。

そして、令和2年度からの第6次総合計画を策定するときのアンケートでは、「近々に合併すべきである」が、7.4パーセント、「将来においては合併すべきである」が、14.5パーセントで、合わせて22パーセントほどになり、前回のアンケートを14ポイント下回ったところであります。

また、「できれば自立が良いが、合併もやむを得ない」が、32.2パーセントで、前回のアンケートを3ポイント上回り、「合併すべきでない」が、12パーセントで前回のアンケートを4ポイント上回り、無回答が、7パーセントほど減っている状況がありました。

今後の当村の市町村合併につきましては、平成22年度からの第5次総合計画を策定する際のアンケートと、令和2年度からの第6次総合計画を策定したときのアンケートを比較しますと、

「合併すべきである」「将来は合併すべきである」との回答が合わせて36パーセントから、21.9パーセントに減り、村民の皆さんも合併については慎重になってきたと感じているところでございます。

また、近隣の状況や当村の財政状況および脱炭素先行地域づくり事業なども行っており、私の任期中は合併せずに自立の道を歩んでいくよう考えているところでございます。以上、答弁いたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 村の進むべき方向について、村長が今ご回答いただきましたが、再質問をいたします。

村の進むべき方向を「当面の自立」と定めたこの言葉は、平成の大合併以来20年以上が経過しましたが、この曖昧で都合の良い言葉は現在も生きています。誰かが、村の進むべき道を「自立」と宣言してこの言葉と決別しない限り、この「当面の自立」は永遠に残ってしまいます。現在、村民の村づくりは村の進むべき道を「自立」と信じて自立に向けて充実した村づくりをするために努力してきています。その人たちに今更村の進むべき道は、「当面の自立」などということはできません。平成大合併以来、この言葉が生まれた経過をよく知っている村長や、我々がこの言葉と完全に決別して「自立」を宣言する責任があると思います。

村長の任期中は、「自立」の道を進む、では、また任期が終われば、この言葉が生きてきます。来年度は総合計画を策定することになりますので、総合計画の中で村民に諮って、村の

進むべき道を「当面の自立」から「自立」に変更することを提案しますが、村長のお考えはいかがか、お伺いをいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 今再質問をいただきました「当面の自立」から「自立」にということでございますが、諸般の事情等が今後どのようになるかということを見通すのはなかなか難しい状況かと思います。私の任期中は、責任を持って「自立」の道を歩んでいきたいと考えておりますが、私の後継になる方が、どのような考え方を持っているか、今全然わからない状況でございますので、村の進むべき道は、私の任期中は「自立」、ということでご理解をいただきたいと思います。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 大変難しい質問いたしまして、恐縮でございますが、私も最初に申し上げたとおり、村長の実績については評価をしておりますので、勇気をもって一つ何とか「自立」という宣言をしていただくことをさらにお願いを申し上げて、この質問については終わりたいと思います。

次に3番目として、人口減少時代における村政の改革というテーマで質問いたします。

今日本は人口減少時代に突入し、国も人口増加策として、子ども・子育て支援事業を重点的な政策として行っています。人口減少は、当村でも顕著で、村の統計では1980年、昭和55年、人口が3,142人であったものが、40年後の2020年、令和2年には1,639人で、直近の令和6年には1637人、対比52パーセントまで減少し、さらに40年後の2060年には人口が1,000人以下になることも心配されています。人口減少が村政に与える影響としては、

初めに、人口構成比の中で高齢化比率が高いため医療・介護などの福祉の経費が増加する。

2、として、人口減少によって住民税などの税収が減少する。

3、として人口減少によって国からの地方交付税が減少する。

4、として上下水道や村営バスなどの利用者の減少で、その維持管理が困難になる。

5、として農業面では、就労者が減少し、収穫量の減少と荒廃地が発生する。

など村政にも大きな影響が発生すると考えられます。そんなことから、現在、県下で人口が少なく、村が維持されている下伊那郡平谷村375人、令和6年度の統計です。根羽村825人が、将来の生坂村の姿であり、村を維持するための村政をそこに学ぶことが必要と考えます。

その対策としては、公共施設の他村との共有化、村民サービスの広域連合化、事務事業の他村との共有化、それから民間委託などが必要である。村政については人口増加対策事業と進める中で、それとともに並行して今からこれらの村政改革を進める準備が必要と考えますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 8番 吉澤議員の人口減少時代における村政改革についてというご質問でございますが、吉澤議員ご指摘のとおり、国の人ロが全体的に減少し、当村でも人口の減少が懸念されております。人口減少および高齢化により、医療、介護などの福祉関係予算の増加、村税の減収、地方交付税の交付額の減、上下水道村営バスの利用者の減、農地の耕作者の減少による荒廃地の増加などが深刻な問題となることが予想されます。

その対策として、吉澤議員ご提案の公共施設の他町村との共有化、村民サービスの広域連携化、事務事業の共有化、人口増加対策事業の推進について検討していかなければと私も考えております。

具体的には現在広域連携として、松本広域連合では広域消防、介護認定、障害認定、観光振興等の業務を、穂高広域施設組合では、ゴミ処理およびし尿処理等の業務を、安曇野松筑広域環境施設組合では、広域豊科葬祭センターで公営の火葬業務等を実施しているところであります。

これに加え、他の事務事業の広域化への検討や人口減少による社会福祉協議会の運営、福祉事業の多様化への対応、自主財源および地方交付税の減少についての対応、ライフラインの確保や健全運営、荒廃地の抑制対策など、各担当部署でも検討していくように進めてまいりたいと考えております。

また、現在、財源確保の一つとして、企業版ふるさと納税を活用するように進めております。そして、小さな村でもカーボンニュートラルの実現に向けて、フロントランナーとして進めております「脱炭素先行地域づくり事業」によりまして、多くの企業から生坂村に対して好感を抱いていただき、注目していただくとともに、当事業を成し遂げることにより、企業だけではなく、多くの方に生坂村に好感を持っていただき、Uターン者やIターン者の方々が増えていただければと考えているところでございます。以上、答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 今、人口減少時代の村政改革について村長よりお答えをいただきましたが、私は公共施設、それから設備等の建設についてお答えの中にございますので、再質問をいたしたいと思います。

村の人口減少を考慮に入れて、長期展望で村政を行うことが、必要との提言をいたしました。平成昭和の大合併以来、村は自立または合併に向けて、以前寺島村長、以前の村長たちの時代には、これは村の創成期ですが、その当時必要と思われる公共建物を次々と建てて、藤澤村長の時代には熟成期になるとそれが不要で、老朽化したために我々も参加して、公共建物老朽化委員会を作り、その処理について検討をいたしました。

今考えてみると、何と無駄な経費と労力を費やしてしまったかと反省しています。また学校給食施設についても、地産地消教育のためと言って建設しましたが、本当に地産地消教育がこの施設で生かされているのでしょうか。

やまなみについても、池田と話し合って、建設後の集客を考慮して合同で建設する方向の話し合いができなかったものか、など、公共建物については、他町村との連携利用を考えて建設することを念頭に入れて検討することが足りなかつたのではないかと反省しております。

今後前述したように人口が減少しますと公共施設建物についてその有効性について一層慎重に対処しないと大変なことになります。我々議会議員も、公共施設、建物建設を提言するには、調査、研究、議論を重ねて慎重に対応する必要があります。

公共施設建物については、国の補助金があるかではなくて、その必要性、有効性について老朽化委員会と同様、建設委員会を作り、各々の施設建物について他町村との合同利用、合同建設を念頭に、審議検討を行った上で建設するのが必要と考えますが、村長のお考えはいかがでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 吉澤議員の再質問にお答えをいたします。

公共施設の今後の建設につきましては、吉澤議員ご指摘のとおり必要性、有効性等を加味して建設委員会を設置することも一つの方法かと思います。村民の皆さんのご意見を伺いながら、そういう必要性のある建物も今後建設をしていかなければならないこともあるかと思いますので、ご意見を反映させながら、対応してまいりたいと思います。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 次に、村づくりには人材育成が必要だということについて、村長にお伺いいたします。

今、村民の間でよく耳にするのは、「村政に携わるリーダーたちのあとを継ぐ人がいない」ということです。藤澤村長の村政の中で、私は欠けていることがあるとすれば、人材育成であると思います。これは村長の責任だけでなく、我々村議会議員にも責任があり、なり手不足の問題について検討することはあっても、誰1人行動に移す人はおりません。自分の後から来る人材を育成することをすっかり忘れていたのです。人口減少時代を迎え、その影響を村政や村づくりに関係する村議会議員や、地区役員のなり手不足が発生してしまいました。

これから激しい社会情勢の変化に対応できる能力と資質を持ち、「今自分が直面している課題が、村や村民にどんな影響を与える、自分はどのように行動すべきか」という問題意識を持って対処できる、そんな人材の育成が必要だと思います。このような人材の育成を至急行わないと、「小さくともピカリと輝く希望のある村」を維持することは困難です。

これは、村づくりに関わる村民だけでなく、役場職員にも言え、私は村づくりの基本は人材育成にあると考えます。村長は、村政の重要なテーマとして、この人材育成に至急取り組んでほしいと考えますが、お考えをお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 8番 吉澤議員の村づくりの人材育成の必要性についてというご質問でございますが、今までの当村での人材育成についての取り組みは、平成23年度に県の地域発元氣づくり支援金を活用して、生坂大好き塾地域リーダーを育てる事業として実施いたしました。

事業の内容は、10区が2名から3名の方28名、議会議員8名、地区担当職員10名を塾生として、松本大学総合経営学部白戸教授を講師にお願いし、研修会6回と先進地視察を行っております。この事業の塾生から今までに草尾柿組合の組合長や村議会議員および区長として活躍をしています。

防災対応については、元気づくり支援金を活用して、「自らの命は自らが守る」災害リスクマネージメント事業で、令和2年度に各区から9名の方が防災士養成研修講座を受講し、防災士の資格を取得しております。

また今年度も各区から防災士の資格取得希望者を募り、災害時に率先して対応いただく、防災士の育成に取り組んでおります。

令和4年度には生坂未来スクールを開校し、10数名の方が「村からヒット商品を生み出す」をテーマに取り組んでいただきました。

そして今年度からは、観光庁の「第2のふるさとづくりプロジェクト事業」により、立教大学奇二准教授によります6回の講座を「旅する生き物大学校！」として、実施しております。この講座は、村に生息する生物の多様性の学習だけではなく、参加者に生坂村の自然や地域の魅力に触れていただく機会を通じて、より生坂村を理解し、村との関わりを持っていただく人材育成事業ともなって行っております。

職員の人材育成につきましては、人材育成方針を平成29年4月に策定し、この方針に基づき実施をしているところでございます。実施してきました内容は、職場内研修の推進として、職場において職務を通じて行われる研修は、職場の上司、先輩が職場内で仕事をしながら、報告・命令などの機会を捉えて、その仕事に必要な情報や経験などを教えていく研修でございます。

また、職場内研修の実施に必要な情報などを積極的に提供し、所属長が職場に日常の職務を通じて、計画的かつ継続的に職務遂行上必要な知識・技能などを習得させております。

職場外研修としては、本来の職務から離れたところで行う研修であり、知識や技術を一定期間内に集中的に学習しております。この研修は、長野県市町村職員振興協会研修センター、松本広域連合において実施される研修を職員が受講をしております。

また、職場外研修として、長野県職員と人事交流を行っており、ここ数年では、松本地域振興局に4名、長野県庁へ2名の職員を1年間派遣し、研修を行っております。

このように人材育成に取り組んでおりますが、議員や区の役員については、なり手の不足が深刻な問題となっております。吉澤議員ご指摘のとおり生坂村の将来について考え、問題意識を持って対処できる人材をどのように育てていけばよいか検討していかなければと私も考えているところでございます。

職員については、管理職や中間管理職を中心に問題意識を持ち、自分で考え、対応できるようになってきたと考えております。少ない職員数ではありますが、1人1人の職員が目標に向かい、仕事をしていただいたり、地区担当職員として、各区から頼りにしていただき、協働による村づくりに取り組んでいると感じているところでございます。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 人材育成について、村長からお答えをいただきましたが、さらに私の意見を申し上げたいと思います。

平成23年に行った「いくさか大好き塾」については、私も参加していろいろなことを学びました。令和4年には「いくさか未来スクール」の開校についても、その目的についてよく承知しているつもりでございます。

しかし、残念であることは、この2つの取り組みについては、人材育成という観点からといって、村のヒット商品を生み出すための技術、知識、人間の活用について教えていただきましたが、人材育成として一番知りたいと思うリーダーとしての心構え、資質など、リーダーとして一番我々が求めている心の部分までの教えには至りませんでした。

今村民が求めているのは、議会議員としての資質、区長としての資質、役場職員としての資質、であって、この部分について一層みがきをかけないと良い仕事ができませんし、良いむらづくりはできません。この部分について学ぶ方法としては、村の講演会に地方自治に詳しい学者等を数回講演してもらうとか、実際に議員や区長をやった人に、資質について、各地区の村政懇談会の際に話をしてもらうとか、いろいろな工夫をして、村民にも学んでもらうことが必要と考えます。

私は、議会の代表監査委員として、月に何回か、村の監査をいたしますが、村の役場の職場では、村長、副村長の体制で完全な職務体制が引かれており、職員は表面上、職務を完全に無難にこなしていますが、職員の資質として、私が申し上げました問題意識については、まだまだの感がございますので、これからさらに研鑽を進めてほしいと考えております。以上が私の意見でございます。

最後に、株式会社いくさかてらす の電気料金について、村長にお伺いいたします。「村長の政治姿勢」でお尋ねしたいと思うことは株式会社いくさかてらす の村民に提示されている電気料金の内容です。

私は村会議員の立場で村民の電気料金という「住民サービス」の問題で、村の外郭会社の責任ある社長という立場の村長に「村長の政治姿勢」というテーマで、あえてこの事項について、質問をいたします。

私の、支持者の村民から「75歳以上の村民が各種プランに参加できず、差別扱いで村民に対する平等なサービスという村政の原則から外れている。村会議員として何も言わないのか」とお叱りを受けました。私は脱炭素事業については、その目標とする「ゼロカーボン社会の共創」については賛成ですし、村のこの事業についてはぜひ成功したいと、してほしいと願っています。

村長は、挨拶の中で、雇用の創生、自主財源の確保、有事災害の際の発電電力の利用を挙げておられます。これは脱炭素事業で達成できますが、その結果の電力供給という「住民サービス」については、今のプランでは、村民の意見のように、決して平等であるとは私は思いません。75歳以上の人々は、村民の約3分の1を占め、村長就任時の20年前は、55歳で、年代的に村会議員、農業委員、区長、教育委員、民生委員など歴任し、村政に貢献した人々で、しかも生糸の生坂育ちで、祖先も歴代村に貢献した人々です。これらの人々を差別することには、私は賛成できません。確実に会社の投資を電力で償還できる年代に、負重をかけるとすれば、このようなプランとなると思いますが、特別プランを考えなければ、全て年代に平等で安価な電気料金の提供が可能になると思います。

そして自然エネルギーを利用した発電設備によって、すべての村民が平等な恩恵を受け、すべての村民によってこの会社が守られると考えますが、村長の見解をお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 8番 吉澤議員の株式会社いくさかてらす の電気料金プランについてというご質問ですが、いくさかてらす のPPAプランにつきましては、市場で提供されているPPAサービス事業を調査し、参考として設定をしております。契約年数につきましては、市場の一般的なPPAサービス事業の設定年数は15年から25年となっておりますが、株式会社いくさかてらす が設置します太陽光発電設備と蓄電池設備の耐用年数、事業性を踏まえまして17年プランと10年プランの二つのPPAプランを設定したところでございます。

また、他の電力販売会社のPPAサービスにおける加入条件は、一般的に70歳までが標準となっておりますが、村の現状を踏まえて、特約条件により75歳までが加入できるプランを設定いたしました。このため、吉澤議員ご指摘のとおり、76歳以上の方については、太陽光パネルや蓄電池を設置するプランには加入することができないようになっております。

しかし、今年度の説明会等でいただきました意見を考慮し、当村には75歳以上の1人暮らしや2人暮らしの世帯が180世帯ほどある現状でございますので、株式会社いくさかてらす と契約をされた76歳以上の世帯につきましても、高齢者世帯対応として、冷房や暖房に使用します電気料につきましては、減免する方策などを現在検討しているところでございます。以上、答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 電気料プランについて、さらに質問をいたします。

この「龍と子」という脱炭素事業に説明会資料、これ令和6年6月に出されておりますが、私も地区の説明会に出席できませんので、いろいろと研究をし、お聞きをいたしました。太陽光パネル蓄電池を設置して、そのリース料、貸付料を電気料に上乗せして、いくさかてらすが支払うとすると、所有者の年齢等を考慮してこのような差別的な複雑なプランになるかと思います。

一方、大手電力会社は、配電線の電柱の敷地や送電線の線下は所有者に、電気料とは別に契約で保証料を何年か支払っています。いくさかてらすの電気料で、太陽光パネル蓄電池のリース料を10年、17年間所有者に電気料と分離して、支払い電気料を全村民に平等に支払うプランは必要だと思いますので、再考されていただくよう、さらに村長にお願いをいたしますが、いかがお考えになるのか、お伺いをいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 8番 吉澤議員の再質問にお答えをいたします。

17年プランは太陽光パネルと蓄電池の耐用年数等を加味しまして、設定をさせていただきまして、70歳から75歳につきましては、最長でも10年プランということでお願いをしているところでございます。今、吉澤議員言わされた内容も株式会社いくさかてらすで検討させていただき、なるべく76歳以上の高齢者の皆さんにも電気料が安くなるように検討してまいりたいと思います。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 私は、村長の政治姿勢としていろいろお聞きしましたが、一番お聞きをしたいと思ったのは今の電気料のプランでございます。これはどう考えても差別扱いであって、村民のサービスを平等に行うという基本から言うと全く離れておりませんので、普通の会社でも電力会社でもですね、今のいくさかてらすでもおそらくお金を借りたり、いろんな設備をしたりするとその償還は生まれてきますが、当然それは電気料と分離をして、電気料の利益の中からそれを出してやると、直接電気料にかけるということはいたさないじゃないかと思いますので、そこら辺の経営内容についても、よく検討していただいて、電気料は電気料として村民に平等に支払いを求めるという考え方をぜひ改めていただきたいと提言いたしますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。以上私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(太田譲君) ここで換気のため休憩をとります。再開は11時とします。

---

休憩 午前10時53分

再開 午前10時59分

---

○議長(太田譲君) 再開します。引き続き一般質問を続けます。次に2番 山本議員

○2番(山本吉人君) 議長。

○議長(太田譲君) 山本議員。

○2番（山本吉人君） 2番 山本吉人です。通告どおり一般質問をしたいと思います。今回の質問は、生坂村のアウトドアフィールドの観光、レジャーの展望について、6月の一般質問に引き続き行いたいと思います。

我が生坂村には京ヶ倉・大城という魅力のある登山ができる信州の里山があります。さらにはカイスポーツ公園を拠点としたパラグライダー、犀川での川鱒などのルアーフィッシング、カヌーでの川下りなど小さな村の中で、たくさんのアウトドアフィールド、レジャーができる全国的に見ても希少な村と感じています。

一方、この素晴らしいアウトドアフィールドを十分に活用した地域振興、観光、レジャーが少しできていないとも感じております。生坂村にはやまなみ荘、いくさかの郷など観光、商業施設があります。これからは、アウトドアフィールド、レジャーと繋がりのある地域振興、観光をさらに積極的にすべきと考えます。6月の一般質問でも取り上げた生坂村のアウトドアフィールドの観光、レジャーの展望について再度質問をいたします。

まず1つ目、生坂村内で、犀川でのカヌーによるリバーツーリング、川下りの宣伝、活用をすべきと考えます。8月の議員視察研修時に、カヌ一体験がありました。生坂村でカヌーをしない手はないと強く感じ、これまで、あるカヌー団体とともに調査・研究してまいりました。その結果、生坂村でカヌーによる来訪者が増えると考えます。宣伝・活用していくべきとは思いますが、いかがでしょうか。

○住民課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（中山茂也君） 2番 山本議員のご質問にお答えをいたします。村内の犀川でのカヌーなど川下りの宣伝活用について住民課部分についてお答えをいたします。

やまなみ荘では、以前にアウトドア体験プランとして、犀川ラフティング体験を行った経過がございます。コロナウイルス感染症の影響等によりましてこれまで休止をしてまいりましたが、犀川ラフティングなどのアクティビティ体験は観光、レジャーなどの誘客に大変有効と思われますので、再開に向けて、受け入れ体制や準備の方法など調整をしており今後進めてまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 2番 山本吉人議員のご質問にお答えいたします。村内の犀川でのカヌー川下りの宣伝活用についてということで、振興課部分につきましてご回答いたします。

議員もご存知のとおり、カヌーは四季折々の景色を楽しめるウォータースポーツであり、初心者でも短時間に乗りこなすことができます。犀川での川下りを行うことで、道路を走っているときと違う風景が見られ、今までと違った生坂村の魅力が再発見できる要素を持っていると思われます。また以前やまなみ荘下の河川で行っておりましたサップについても検討要素の一つではないかと思います。今後は、議員が調査・研究してきた内容等をご提供いただきながら、関係人口の増加に繋げていけるよう検討してまいりたいと考えております。答弁は以上です。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 私、今年7月、9月安曇野市明科公民館主催でのカヌ一体験会に参加させていただきました。そのときの感想ですが、子供から大人まで非常に多くの方がカヌ一体験されており、非常に良い盛り上がりをしておりました。

その中で、カヌー主催者側からこんなことも聞きました。生坂村に移住してきたけども、カヌーはどこで教わればいいのかと。私も詳しく聞いたところ、松本の方かな。本当に生坂村でカヌーをしたいということを目的で移住された方が、いらっしゃるようです。その中で、やはり生坂村の中でカヌー推進ということも必要ではないかと思っております。犀川でラフティングということですが、これも大いに結構だと思いますが、個人的に1人乗りのカヌーで、ゆったりとした時間を、生坂村を川下りする、これも非常に観光、レジャー観点でも、誘客、とても高いものと思います。

また、話を聞いてみると、やはりカヌーするために移住をしたい、という方の声も多々聞いております。住民課の再度質問させていただきます。ラフティングとともにカヌーでのアクティビティ体験ができるような方向に考えていくことはあるでしょうか。

○住民課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（中山茂也君） 山本議員の再質問にお答えをいたします。

今ご提案いただきましたカヌーの関係でございますが、先ほど答弁しましたとおりこれまでラフティングを業者さんに委託をいたしまして、やまなみ荘で実施をしている経過がございます。カヌーにつきましても、そういうことが可能なのかどうかということも含めて今後検討したいというふうに思います。以上答弁といたします。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 先ほど私の方も調査・研究をしてきたというところですが、私もこの夏からあるカヌー団体と協力して、生坂村のカヌーの可能性調査してまいりました。その結果ですけれども非常に魅力的だと、他の自治体でやっておられるような修学旅行でのカヌ一体験、これもできるんじゃないかということを聞いております。

また、やまなみ荘ですね。やまなみ荘使って、雨天時の場合はそば作りもできると。非常に天候も考えた上で、カヌーをメインにした修学旅行等もやって非常に魅力的ではないかということで企画したいという団体がありますので、ご承知していただければなと思います。

では、次に振興課の方にです。先ほど言いましたあるカヌー団体の方と私の山清路ですね。山清路の方が一番まず生坂村でやるカヌーリバーツーリング、可能ではないかということで調査しました。山清路は皆さんご承知のとおり素晴らしい景観です。また、フリーキャンプサイトも川の隣にあるというところでカヌーでのリバーサイドツーリング、可能だということです。そしてまた、これは後で提供しますが、山清路を舞台にカヌーのプロモーションビデオも作っております。

また、これも参考にしていただき、生坂村の観光に役立てていただきたいなと思っております。加えてですが、第2のふるさとプロジェクト事業で今、先ほどの、「旅する自然大学校」というのがありました。こちらに見られている参加者の方もカヌーでの生き物探査、これをしてみたいという声も聞いております。やはり今、自然、生き物また水辺の中の鳥、魚等に非常に興味を持っておられ、それに対しての研究をするためには、カヌーに乗って、実際川に入ってみる、ということは非常に貴重な体験であり、また生坂村のこれから魅力になるのではないかと考えます。

まず、本当は教育長の方にかもしれないんですけども、今年7月、スポーツフェスティバル行われたときにサップの体験がありました。しかしカヌーの体験はできてないというところで、まず

は、私の協力してくれるカヌー団体の方の協力も得ながら、やまなみ荘下でカヌーの体験教室をやつたらどうかと提案いたします。

また、カヌー団体の方にも、今のところ自主的ですけども、生坂村でできる修学旅行、または参加できるカヌーの体験ツアーを企画してもらっております。出来次第、見ていただきたいなと考えております。

そこで、再度質問です。先ほど言いましたスポーツフェスティバル等での、そのカヌー団体を合わせカヌー体験の実施をしていいかどうか、ちょっとお聞きしたいんですがよろしくお願ひいたします。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 「いくスポ」の関係でお尋ねがありました。「いくスポ」につきましては今年度從来開催しておりました村民運動会から「いくスポ」の方に切り替えたところでありまして、ちょっと今後「いくスポ」を継続するかどうかというのを今まだ検討中でございます。その中身についても今回サッปの体験をプールを活用してやりましたが、川を使ってカヌー体験ができるかどうかは、今後の検討事項になると思いますので合わせてまた検討したいと考えております。以上答弁といたします。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 突然の質問で、申し分けありませんでしたが、先ほど言いましたカヌー団体の方も、自主的に生坂村の犀川を使っていろいろ企画をしたいということなので、それもあわせて、またこれから協力できることがあればお願いしたいなと思ってますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

では続きまして、次の質問をさせていただきます。生坂村のアウトドアフィールドをアピールするためにも、モンベル等のフレンドショップなどに加入することは、十分な必要性を感じております。村としてはどう考えているのかお聞きしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 2番 山本議員のモンベル等のフレンドショップへの加入についてというご質問でございますが、総合アウトドアメーカーでありますモンベルが運営します会員制クラブの提携先ショップに加入を登録しますと「モンベルフレンドショップ」としまして、会員向けの機関紙やアプリ、店舗での情報発信やイベントの告知、また商品の取り扱いなどが可能となるようございます。

長野県内では、モンベルの店舗を道の駅に併設しているところもありますが、当村は安曇野市にモンベルの店舗がありますので、やまなみ荘か、道の駅いくさかの郷をフレンドショップに加入しまして、ブランド力の強いアウトドアメーカーと連携した取り組みを行いますと、生坂村をはじめ、やまなみ荘や道の駅いくさかの郷の、更なる認知度の向上が見込まれ、誘客に繋がるものと思われますので、登録料など費用対効果も含めて検討してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 村長承知のとおり、モンベルの宣伝力等は、非常に高いものがあります。まして生坂村はパラグライダーで空、登山では京ヶ倉で山、川ではカヌーまたはフィッシングと三拍子揃った小さな村ですね、アウトドアフィールドの非常に魅力のある村としてアピールできると思います。

また、先ほど村長からもありましたけれども、こちらのような冊子で全国展開できるということで非常にPRが高いと思います。今非常にいい雰囲気というんですか、取り組みが、意気込みを感じましたのでぜひ村側としてPRの方よろしくお願ひいたします。

それでは続きまして次の質問をさせていただきます。次はちょっと180度違いますけども、脱炭素事業の対象機器購入についてご質問させていただきます。

脱炭素事業の対象機種購入の手続き等がわかりづらい等の声を多く聞いております。私もその1人であります。例えば私ですが、薪ストーブを選ぶにも、どのサイズがいいのか、金額はどのくらいなのか、非常にわかりづらいところがあります。機種購入のわかりやすいガイドが需要と考えます。対応は可能でしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 2番 山本議員の脱炭素事業の関係の機器購入に係るお尋ねに対しましてお答えをいたします。

脱炭素事業に係る省エネ機器、木質バイオマスストーブの購入費への助成につきましては、本年度より取り組みを始めてきたところでありますが、村民の皆様より徐々にそのご利用が増えてきているところであります。

そうした中、対象機器であったり、申請方法についてわかりにくい点があるとそういう声があるということであります。

村ではこれまで村民説明会や「龍と子」で、もう数回にわたりお知らせをしてきているところであります、「龍と子5号」では対象となる省エネ機器等の紹介と補助申請に関するなどを掲載し、7号では、対象機器ごとの補助金の算定例、8号以降では実際に補助金を活用し、導入された方の声を紹介しております。これまで個別機種についてご紹介をすることができませんでしたが、メーカーの性能の違い、設置をお考えのご家庭の事情も全て違うため個別機器を紹介することができなかったということであります。

しかし、自分の家に合うのはどれなのか。選んだけどこれは該当するのかと思われる事はあると思います。今回の補助事業は、村内事業者を指定事業者としてあり、各業者には対象となる各機器の性能等について理解をしていただいているというところであります。「龍と子5号」で指定業者と取り扱い機器を紹介しておりますので、ご活用をいただければと思います。

その上で、さらに村民の皆様に本補助制度をご利用いただくためには、具体的な機器あるいは機種等について紹介をしていくことも必要であると思いますので、村の取り扱い指定業者や関係する民間企業を通じてご紹介をいただける機会が設けられるか、検討を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 対象器具、エアコン、ストーブ等いろいろありますけども、今回薪ストーブを例にちょっと私の意見を述べさせてもらいます。薪ストーブ、メーカー名は、ぱっとわかるところで言いますけども、外国メーカーで言ったらバーモントキャスティングとかヨツール、ドブレ等いろいろ様々あります。こんな40坪の家やったらどうなのかとか、60坪がどうなる

かっていうところで基準としたら消費カロリーですね。1万カロリーのものがいいのか、6000キロカロリーのものがいいのか等あります。1つのパターンでもいいので、具体的な商品の名前等を入れて、このぐらいのサイズでこのぐらいが使えますよというところも大事だと思うところと、あともう1つ促進するには、なぜ薪ストーブを入れるといいのかというところも具体的に必要だと思います。エコというところもありますが、薪ストーブの一番の利点としたら遠赤外線で家中温かくなると、そういう点で本当にじんわり温かくなるっていう非常に良い効果があるので、そういう単にエネルギーだけではなく、快適な生活そんなものにできますよというのもPRすると対象器具の発注は増えると思います。

あと、太陽光集熱器にしてもそうですね。太陽の光だけでやりますよとかっていうようなところでの、エコな部分、便利な部分、経済的なところよりも、その集熱器を使ってどんな利点が生活であるのかというところをPRすると、こちらの方がやはり利用率増えるかなと思います。そういうガイダンスというのは龍と子みたいな素晴らしいものでもなくともいいと思うので、作ることっていうのは可能でしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 再質問にお答えをいたします。ただいま議員の方からいろいろなメリット利点についてお話をいただきました。まさにそのとおりだと思っております。

さらに対象機器の普及また補助制度のご利用拡大のためにも、議員のおっしゃられたような方法というのは、重要になってくるかと思いますので、時期は今年度から始まったものでありますので、この後4年間にはさらに進めていかなければなりませんので早急に検討はしてまいりたいと思います。以上でございます。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 脱炭素事業は素晴らしいものでありますので、ぜひとも対象器具、村民の皆さんつけていただき、先ほど言いましたけども、本当に一番の先駆者としてやっていくいい村にしていきたいなと私も思ってますので、その辺は十分な宣伝していただきたいなと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（太田譲君） 次に4番 望月議員。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 4番 望月典子です。通告に基づき、一般質問を行います。今回は、道の駅いくさかの郷についてです。

村に道の駅いくさかの郷がオープンしてから5年が過ぎました。ブドウの時期には、連日大勢の人で賑わい、かあさん家のおやきも早朝から行列ができるほどの人気です。村の知名度も上がっているでしょう。最近、売り場を回ってみて、お菓子の類が増えているなと思いました。お土産用の菓子折り、おやつ用の小袋、奥の部屋の棚にも並んでいました。親しい友人が、行つても欲しいものがない、と言っていたのを思い出しました。

そこで質問です。今後、運営していくにあたって、ターゲットはどうするのか。売り場の商品の構成はどうするのか。村の見解を聞かせてください。

2年ほど前に、地元の需要に応えるための生鮮食品はリスクが高くて難しい。今後の努力が必要だと答弁をいただきました。道の駅いくさかの郷は、村で唯一、買い物を楽しめる場所です。答弁よろしくお願ひいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 4番 望月議員の道の駅いくさかの郷についてというご質問にお答えをいたします。

道の駅いくさかの郷はグランドオープンしてから今年4月に5周年を迎え、5周年記念式典では、多くの方々からお越しいただき、記念式典等を行いました。いくさかの郷開店当時から農産物の販売はもとより、日用品や生鮮食品の仕入れなどについても検討協議をしながら運営をしておりました。特に肉や魚などの生鮮食品につきましては、村民の皆さんから要望がありましたので、仕入れをして販売してきた時期もございました。

村としても地元住民の皆さんにご利用いただけるようにと考えましたが、近隣市町村のスーパーほど品数を揃えることができませんし、また価格的に厳しいことなどで販売が伸び悩み、売れ残りとなるリスク等が生じたため、冷凍食品などの販売で対応させていただいているところでございます。

道の駅いくさかの郷の直売所の売り上げは年々増加しており、令和5年度は9700万円強の売り上げとなっております。議員が言われるとおり、ブドウの時期には多くのお客様にお越しいただき、連日入場制限をするほどの行列ができているところでございます。ブドウの出荷が一番多い9月については、令和4年度2100万円、令和5年度3250万円、令和6年度4050万円ほどとなっております。また、生産者から出荷いただいています農林水産物の品数も年々増えている状況でございます。

かあさん家のおやきにつきましては、全国放送しています番組で取り上げられ、放送直後の3連休から連日全国各地からお買い求めいただくお客様で賑わい、現在でも県外からのお客様も来店をされております。

そこで今後、運営していくのに当たってのターゲットは、どうするのかというご質問でございますが、直売所への来客者の大半は村外者であり、生坂村でしか買えないイクサカラットの各種ブドウ、山菜、破竹、きのこ、新鮮な野菜などの農林水産物を求めて来村している村外者にターゲットを向けながら、交流人口の増加に繋げていきたいと考えております。

現在日配品などは、冷凍肉以外に、ジンギスカンや豚の生姜焼きなど、一部肉類、パンなどを販売しております。また、レトルト食品、やまなみ荘の鶏の味噌漬け焼き、おからメンチハンバーグ、焼き餃子といったレンジなどで温めればすぐ食べられる冷凍食品等も扱っているところでございます。

これからの時期は農閑期となり、農繁期の頃に比べますとかなり客数は少なくなってきたので道の駅いくさかの郷定例会等で、売り場の陳列や取り扱いの商品等について充実していくよう検討協議をしながら、村内利用者のニーズにもできるだけ対応していくとともに、多くのお客様に来ていただけるように対応してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 生坂にも先日初雪が降りました。厳しい季節は到来しております。

ブドウやおやきのおかげで、村外の客が増え、村長の答弁もターゲットを村外者に向けるとありました。私も妥当な選択肢だと思います。

昨日の本会議の報告に、いくさかの郷の材料費として1190万円ほどが計上されておりました。総売上高のざっと半分近くをブドウと見積もっても、他の商品で4000万近くを売り上げているわけですから、努力の成果が表れている数字だと思います。

今年の9月、議員派遣として、北海道標津町のお祭りに行き、広場のテントでシャインマスカット、味噌、野沢菜漬け、カリカリ梅など生坂の特産品の販売の手伝いをさせていただきました。味や品質に自信があったので、一生懸命宣伝して完売しました。とてもいい経験をさせていただきました。他にも、破竹の製品等、生坂には自慢できる特産品が多いと思います。ブドウの売り上げも年々増加しています。ですが、ブドウだけに頼っているわけにはいきません。答弁にもありましたように、肉類、パンなどは並んでいますし、レトルト食品また温めればすぐ食べられる冷凍食品も並んでいます。

そこで、再質問です。冬場は遠来の客も減ります。地元住民のために鍋の食材を売り場に並べるというのは、村長、どういうふうにお考えになりましょうか。冷凍の魚介類でいいと思います。イカ、エビ、ホタテ、鮭そしてその他に、かまぼことか白滝、鍋のスープ等も結構賞味期限長いですよ。仕入等大変かもしれませんのが頑張ってほしいです。やればできるというところを見てほしいです。村長の忌憚のないご意見、聞かせていただきたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 4番 望月議員の再質問にお答えをいたします。

冬場の鍋料理の食材の販売ということでございますが、野菜類は今出荷されて道の駅のSNSでもちょうど宣伝をしておりました。しかし、魚介類については今のところどのようにすればいいか、定例会等で協議をしなければいけないと思いますが、ブリのカマであったり、そういうものも販売した経験はございますし、かまぼこは賞味期限が短いので厳しいのかなという私の個人の見解でございますが、いろいろな食材はありますんで売れるものがあれば、鍋の食材として販売できるか検討をしたいと思います。物にはなかなか、商品には賞味期限がありますので、それで先ほど答弁したように、どうしても売れ残りのリスクを考えますと、経営面で大丈夫かどうかということも検討の一つになりますので、定例会等で協議をさせていただきたいと思います。以上答弁といたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 確かに賞味期限っていうのはネックになってくると思うんですよね。かまぼこは、私も見てきたんですけど10日持てばいい方かなって思うんですよね。白滝とかこんにゃくは、結構ひと月近くの賞味期限ありますけど、でも、やっぱりこの冬場だけでも売り場賑わしてほしいなって思うんです。他に誰かに聞いたんですけど前に一度お魚を売る屋台が来て、確かに外で売ったような経験もあったような気がするんですけど、それもやっぱり売れ行きがあんまり良くなかったのか、続かなかったようなことを聞きました。

長野県は、海のない県ですので、お魚っていうのがあまり身近に感じられないっていうこともあるんですけど、やはり生坂少しお魚類、魚介類が道の駅にも周辺にもないかなと思うんですね。それで仕入も大変だと思うんです。いろんな鍋の食材を揃えるって言えば、10パックや20パックぐらいは並べておきたいし、そういうものをスーパーへ買いに行くと、高上りになってしまふから、そういうことを考えると、松本にある卸売市場なんかへ行って、大量に仕入れてきて、それを小分けにして売るっていうこともありかなと思ったんですけど、その小分けにするっていうのも冷凍食品も、衛生面がとても厳しいので、そういうラッピングする器具とかそういうもの

も必要になってくるから、それも大変なところかなと思ったりして、私もいろいろ考えてはいるんですけど、仕入れをどういうところでやっているかわからないので、何とも言えないんですけど近場のスーパーと懇意になって、そういうところで便宜を図ってもらったりすれば、仕入れも少し楽になるんじゃないかなと思うんですよね。

それで、今月の定例会の最終日に、たまたまいくさかの郷の定例会が開かれますので、ぜひこのことも検討していただきたいと思います。

それと、もう一つ、提案というんですか、村長のお考えを聞かせていただきたいことがあります。これも製品なんんですけど、ソフトクリームの売り場を設置する。誘客に繋げたら、どうかなって思うんですけど、村長ソフトクリームはどうお考えになりましょうか。お願ひいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 4番 望月委員の質問にお答えをいたします。

誘客のソフトクリームの売り場ということでございますが、かあさん家でも今、ソフトクリーム扱っておりまして、カップを機械に入れるとソフトクリームができるという、ソフトクリームの機械というのは、やまなみ荘にも以前ございましたが、回転がいいと採算が取れるんですが、その管に詰まっている材料が毎日洗浄をするとそれがロスになって、かえって赤字になるというリスクもあると聞いております。ソフトクリームで列になる、そういうお店も知っておりますが生坂村ではなかなか難しいかなと思います。

仕入れも、いろいろと私も考えまして、某大手のスーパーにお聞きして、松本から仕入れたものを卸値に近い価格でいくさかの郷へ卸していただけないかと言われ頼みましたら、お断りされました。なかなかああいうスーパーは市場からの仕入れで、市場にもABCランクという卸売のランクがあります。量販店はAランクで、それなりに価格を抑えて卸してくれます。こちら生坂はなかなか輸送の経路にもなっていない部分もあり、本当に条件的に不利なところがありまして、日配品の仕入れというのは難しいなというのを痛感いたしました。

私も生まれつき商売をやっておりますので、市場の知り合いは何人もいて、いろいろと模索をしましたが、現状はそんな状況でございまして、なるべくその冷凍品や日持ちのするものを皆さんに提供する。村民のためのいくさかの郷でもございますので、生坂の皆さんのが買い物を楽しんでいただけるような売り場にしたいという気持ちは我々行政もございます。

しかし、今のところ現状としてはブドウを中心の農産物の直売所というような形が大きいもんですから、それに対してやっぱり村民の皆さんには生鮮食品や日配品をご購入したいという気持ちは十分あると思います。それにできるだけ沿うように、そしてまたいくさかの郷も順調に運営できるように取り組んでいきたいと思いますのでご理解をお願いしたいと思います。以上答弁といたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） ソフトクリームっていうのも、やっぱり私、親しい友人からソフトクリームの売り場が欲しいって言われたんですよ。孫が遊びに来たときに連れてって食べさせてやりたいと。そのためソフクリームの売り場をひとつ作ってほしいってそう言わされたときに、私もソフトクリーム食べたいなって思ったんですけど、かあさん家とか、やまなみ荘のときは屋内で売ってるわけです。それだとお客様の目につかないし、外で小屋みたいなものを作つてやると、皆さんの目につくかなと思ってそれで行列でもできる。通りがかりの人も寄ってくれるのかな。それが誘客に繋がるかなと思ったんですけど、そうすると一つ小部屋を作らなきゃいけ

ないし、そこへ当てる人の手配も必要だし、ちょっと難しいかなって思って、考えちゃったんですけど、村としてのご意見を伺いたいなと思って質問させていただきました。

それともうひとつ気になってることがありますて、それは食べ物とはこれ全然別なんですけど、建物の中にトイレありましたよね。あそこが今もう閉鎖して使ってないっていうことで、それも今後なんというんですか、改裝いずれ改裝するっていう時期が来ると思うんですけどそういうときにはあそこを何て言うんでしょう、売り場にするとか、何か他のものにするとかっていうようなお考えはお持ちでしょうか。再質問でお願いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい。トイレは今倉庫になってまして、廊下手前の廊下にいろいろ日用品っていうかそういうものを置かせていただいております。外にしっかりしたおトイレがありますので、外の方でお願いを今しているところでございますが、改裝はまだずっと先だと思いませんで、そこまで考えておりませんが、どうしても中のトイレが使いやすいっていう方がおいでになれば、またそちらの方は検討させていただきたいと思います。以上答弁といたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 私、中にトイレを作つてほしいということではないんです。たまたまひと月ぐらい前ですかね、30分ほど時間調整のために、いくさかの道の駅の駐車場の車の中でちょっと30分ほど時間を潰してたことあったんですけど、そのときにも、約3台の車がトイレだけ使って帰つてくれっていうのを目の当たりにしました。

だからそういうふうで、外にトイレ大きくあって、あれで十分だと思うんです。中にトイレはなくてもいいんじゃないかなと思います。

だから、改裝をするっていうのは、もうこれからもうずいぶん先の話だと思うんですけど、もしそういうことがあつたらちょっとトイレの後利用も考えていただきたいと思います。いろいろ突然の質問をいたしまして、しっかり答弁していただいてありがとうございます。お客様相手の商売は、第1印象がとても大事だと思います。清潔感のある売り場、そして、笑顔の絶えないいくさかの郷頑張っていただきたいと思います。応援しております。これで質問を終わらせていただきます。

○議長（太田譲君） ここで昼食のため休憩にしたいと思います。再開は13時とします。

---

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

---

○議長（太田譲君） 再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。次に7番 平田議員。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） はい7番 平田勝章です。通告に基づき一般質問を行います。今回は脱炭素事業について質問いたします。

2023年1月25日の信濃毎日新聞に、2022年10月に下生坂地区に地元の土を固めて、ピザ窯を完成させ資材の地産地消を実践しながら、ゼロカーボン脱炭素化を目指す動きをPRしようと雲根地区に環境に配慮したライフスタイルを提案するモデル事業として「創造の森プロジェクト」を始めました。この事業は、間伐材を活用して自然エネルギーのみで快適に過ごせるオフグリッドハウスを建てる計画であり、脱炭素の取り組みを発信する拠点にしようと計画を建てられたと思います。議会でもこのことで、徳島県美馬市の「アースシップMIMA」に視察に行きました。当時大好き隊員の星野亜紀子さんは間伐材利用や農作物栽培、レストラン運営などで雇用を生み出し、若者の移住、定住に繋げたい。そして「村の資源を活用して循環型の地域づくりを進めたい。若い人には興味を持ってもらえると思う」と書かれておりました。

今年10月5日には雲根の創造の森では、第2回目の創造の森旅する生き物大学オプショナルツアーやSNSなどで呼びかけたことで、村内外から多くの人たちがこの企画イベントに参加されておりました。11月30日には第3回目も創造の森「旅する生き物大学！オプショナルツアーア」が開催されましたが、この事業の取り組みについての現状について質問をいたします。

創造の森建設は令和5年に計画・設計し、令和6年度には建設を行う計画となっていると思います。設計費500万円の事業のうち内容は、オフグリッドハウスの建設に向けての取り組みと捉えておりますが、それでよろしいでしょうか。また進捗状況について質問をいたしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番 平田議員の創造の森の「オフグリッドハウス」の建設および進捗状況についてというご質問でございますが、創造の森「オフグリッドハウス」につきましては、令和5年度に事業費495万円にて、計画・設計の発注を行いました。その後、令和6年3月に工期延長を行い、3月議会において繰越事業のお認めをいただき、令和7年2月28日までの事業として、現在継続して事業を進めております。

そのため、この設計に基づき、オフグリッドハウスの建設を進めていくこととなるため、企画提案書によります当初の令和6年度の建設に関しましては、令和7年度以降に予定をしていくこととしております。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 再質問したいと思います。オフグリッドハウスの建設場所について、場所がまず決まっていたらどの辺に建てるかっていうことをお聞きしたいと思います。

また、ハウス周りの環境については、具体的な事業、いわゆるどういうことをやる整備するのかっていうこともあんまりよくわかってないんで、もしおわかりでしたらこの2点についてわかる範囲で説明をお願いしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問にお答えをいたします。

昨年度でしたか、オフグリッドハウスの建設用地については、当村で購入をしております。そこへ建てるということで、議員の皆さんにはご説明をさせていただいたと考えております。

また、周りの環境につきましては、この後の質問にございますので、そのときにお答えをさせていただきたいと思います。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 次の質問なんですかけれども、周りの森林・竹林の整備についてはイベントで整備するには、限られた時間ではなかなか整備が進まないと思いますけども、森林・竹林の整備は別の計画、先ほどのオフグリッドとは別の整備の中でやられているでしょうか、ということについて質問をしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番 平田議員の創造の森周辺の森林・竹林の整備についてというご質問でございますが、創造の森をフィールドとして開催しております観光庁の第2のふるさとづくりプロジェクト「旅するいきもの大学校！」は、村外からの申し込みによる参加者が、地域に生息する生物の学習や地域資源を活用した様々な活動を通じて関係人口の増加に繋がる事業として進めているものでございます。

10月6日の第2回の講座では、参加者が雲根の竹林の伐採作業を行い、その竹を使ったB e e H o u s e 生物の巣箱作りを行ったところでございます。本イベントでは部分的な竹林の整備にとどまる程度であり、村内での森林や竹林整備を主とした目的とはしていないところでございます。森林整備につきましては、現在振興課を中心に直接的な補助事業等を活用した取り組みが必要と考えており、長野県林業コンサルタント協会や共同提案者である山仕事創造舎など関係者と実施に向けた調整を行っているところでございます。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 再質問したいと思います。

旅する生き物大学校は、S N Sなどで呼びかけることで、村内や村外からの多くの人たちが集まることに、まず感心をしました。今まで村でやるときはお金を出しての人集めというようなことですけども、この場合は結構S N Sで向こうから黙ってても来るというそんなイメージが見ておりました。

森林整備では、間伐や森林内の整備を行うことで、中を散策することもできます。また、竹林整備は中を歩くほどに整備することは大変だと思っております。効率よく整備ができるように活動資金も含めて検討してもらいたいと考えますが、整備の内容がどの程度の整備を行っていただけるのか等について、もし説明ができるならば説明をお願いしたいと思います。

余談ですけども、自分たちも里山整備では間伐や下草を刈る作業を行ってきましたけども、場合によっては、松やくぬぎ等の根を抜いてですね道路にするとか、そういうこともありますので、やり方次第で大きな事業になると思いますけども、大変な中身になると思うんですけどもその辺のところで再度お聞きしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問を、お答えいたします。

先ほど答えましたとおりこの事業では里山整備・竹林整備はそれほど大きくはできないということでございます。それで冒頭の、今定例会の冒頭の挨拶でも私申し上げましたが、森林整備につきましてはゾーンを決めてとかライフラインの支障木の伐採等で村内全域をどのようにやっていくか今検討協議をしているところでございます。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 今、村長のお話ですと村全体の中で整備をまとめるということですけども、あそこだけのことについて考えれば、整備することで整備の仕方によってはだいぶ良いとこになるんじゃないかなっていうふうに考え、また思っておりますので、ただそれぞれ頭の中で考えてることが違うかもしれません、ぜひ人が集まり、そんなようなものに何かしてもらいたいなっていうのはあります。

次ですけども、創造の森全体の建物や環境が、どのようになるのかということは、私は想像できませんが、いわゆる全体農地の買収それからどんな建物を何軒ぐらい建てるのかということについて質問したいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番 平田議員の創造の森の農地買収および建物の建設についてというご質問でございますが、創造の森の必要な用地等に関しましては、オフグリッドハウスの設計業者であります遠野未来建築事務所、また合同会社ヒッタイショらの関係者と計画策定の作業を進めていただいているところでございます。その成果資料を当方で確認した上で、地元との調整を予定していくことで進めてまいります。

また、現在、振興課の最適土地利用総合対策事業によりまして、雲根の農道拡幅についても計画を進めていることから用地については、総合的な調整を行いながら進めていきたいと考えております。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 再質問したいと思います。遠野未来建築事務所、また合同会社ヒッタイショの関係で計画の策定作業を進めているということですので、具体的な内容はこれからだと思いますけども、順序としては、できればこういう鳥瞰図っていうものを作って、全体のどういう配置がどうなるとかっていうようなものが早めに作ってもらって議会や村民の中に開示してもらえるようにやりたいと思うんですけども、遠野未来建築事務所、この人たちとの途中の打ち合わせとか、そういうことはなさっているんでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 遠野未来建築事務所の皆さん、またヒッタイショが間に入っていますと調整を行っております。鳥瞰図もお示しできるときはあるかと思いますが、まだその段階ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 次の質問をしたいと思います。

環境整備が完了されると、村外からも様々なイベントを企画すれば人が集まると思いますけども、先々の思い描いている構想と環境整備にはまだまだ相当な時間と費用が必要と考えますが、これらの費用、時間これについてはどのように考えておられるでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番 平田議員の創造の森の構想と環境整備についてというご質問でございますが、創造の森の今後の整備にあたっては、全体構想として計画しています内容は、今後のイベントや、オフグリッドハウスの来客のための道路整備や駐車場、イベントや散策のための遊歩道整備、周辺で活用できそうな畠については野菜栽培などを計画しているところでございます。

この構想に向けて、オフグリッドハウスは環境省の脱炭素先行地域づくり事業の交付金、また農道拡幅では、農水省の最適土地利用総合対策事業で設計を行い、工事につきましては、農地耕作条件改善事業を予定していますが、今後の全体整備を行っていく上では、整備費用に対しての一定の財源が必要であり、時間を要することは想定されております。

今後の進め方としましては、整備に活用できる他の国・県の補助金や企業版ふるさと納税も視野に入れた財源確保を検討して、円滑な整備ができるように計画をしていきたいと考えております。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 再質問したいと思います。整備が進み遊歩道ができれば、多くの人が集まると想像できますので計画的に事業を進めてもらいたいと考えます。

現状の土地について、これから春になれば、草とかそういうものが出て大変だと思いますけども、1つは今草などの現状管理、そういうものについては、今どのようにやられているかが1つ。

また田畠約1ヘクタールを活用し、野菜や果樹などの多種の作物を植えて食べられる森、エディブルガーデンに育て、アースオーブン、生坂の土を使って天然素材で作ったオープンを使って開催されるイベントを通して脱炭素化ライフスタイルの啓発活動を行うとなっておりますが、この内容に関する事業内容について、具体的な内容がわかつたら説明いただけないでしょうか。またこれは、いつ頃の予定をしているとかそういうもの、わかる範囲で。

それから3つ目なんんですけども、今現状あそこを見ると、イベントができるあそこにひとつ、こういうハウスも何か今欲しいなっていうのもありますし、またトイレも今仮設になってるので、もうちょっと環境に優しい電気を使わないで今やる環境に優しいトイレってありますよね。そういうものの設置をするのか、その辺のところもわかつたら一緒に回答をお願いしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問をお答えいたします。

草の管理また畠の管理につきましては、生坂大好き隊員が1名常時やっていただいておりまして、野菜も収穫して、こないだ議員の皆さん、有志の方おいでいただきましたが、そのときにその野菜を使って豚汁を皆さんに振舞ったところでございます。

また、アースオーブンとかイベントの関係でございますが、あそこを使って松本山雅の山部というあれは地域発元気づくり支援金の事業で行いましたが、何回かそこの創造の森を使って事業を行っております。

今後どのようにやっていくかは、これから具体的にまた議員の皆さんにもお知らせをしていきたいと思いますが、全体像は先ほど私が申し上げた内容でございます。

それから、トイレは一応あれバイオトイレでございまして、電気は太陽光で発電してっていうことのようで、今試験的に運用をしておりますが、これもそのような形で、なるべくオフグリッドハウス、環境にやさしい家、またおトイレも、またキッチン関係もそのように考えながら、創造の森全体を環境に優しい脱炭素に繋がるようなエリアにしていきたいと思いますので、以上ご理解をいただいて答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） はいわかりました。実際あそこ行ったときに、人が大勢集まったときに、テントで今やってますので、できれば早いとこそういう建物が欲しいなっていうのは感じましたので、その辺も早くやってもらった方がいいんじゃないかなというふうに思いました。

次の質問なんんですけども、太陽光パネルを設置する手法として、オンサイトの設置手法として、ガレージ等の屋根は有効な手法であると、9月一般質問で答えられておりましたけども、来年はいよいよ民間の方で実施する時期となっております。そこで駐車場の屋根の建設に伴う費用に補助が出るとの見解を示されておりましたけども、補助が出る出ないの基準について質問したいと思います。

また、この補助の割合と明確な基準はどのようになっているかについて質問したいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 7番 平田議員の脱炭素事業の関係のカーポートの設置基準の補助割合についてのお尋ねであります。

環境省で示しております地域脱炭素移行再エネ推進交付金実施要領におきましては、民家・公共等の駐車場の規模に問わず、ソーラーカーポートは設置費用の3分の2が対象経費とすることができますと要領改正がされてきております。

太陽光パネルが設置可能な既存の駐車場に関しましては、オンサイトPPAとして事業を進めておりますが、ソーラーカーポートを含めた駐車施設への新設につきましては本村の当初計画とはしていないため、環境省との調整が必要となる他、施工に関する実施主体や管理規程などの詳細についてまだまだ調整していく必要がございます。

なお実施のニーズについては、現在行っております村民アンケートの中で希望状況の調査を進めているところでございます。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 再質問なんですけども、「龍と子特別号」のクエスチョン12では、100万円を上限とする補助制度の中に、ガレージ屋根に設置する場合、補助制度の対象になる場合があると書かれており、補助をおわせる書き方もされております。先ほどの説明では、ソーラーカーポートは設置費用の3分の2が対象経費と改定されているとのことですが、これは上限なし、今まで何かこう書いてあるのは、「龍と子」では、100万円を基準としてっていうんでこう書いてあります。先ほどの答えでは設置費用の3分の2だけの話ですが、まず上限なしで認められているかどうかということをひとつお聞きしたいと思います。

来年からこの事業は一般住宅にも太陽光パネルの設置が始まります。自分の家の母屋の屋根にソーラーを載せることは不可能な事例が多くなっています。カーポート屋根に載せることで、少しでも割安な電気料金が設定できますし、当初の計画段階より屋根にパネルを設置する件数も少ないようですので、この事業を推進していくことが重要となりますので、いかにパネルの設置を増やすかの検討を考えてみてはどうでしょうか。当初より事業が具体化してくると、設置基準が細部まで細かく決められていくなど、徐々に明らかになっておりますし、また設置の基準に縛られて、取り付けが難しくなっているようですので、これからも様々な問題が起きる可能性が想定されます。そして、このようなことから組織の充実と問題が起こった場合、要するに早めの説明ができるように努力をされるように望みたいと思います。

そこで、先ほどの話ですが、まず設置費用の上限はあるかないかが1つ、それから組織の充実と、問題が起こったときに早めの説明ができるようそういうことについては、これからどういうように考えているかについて2点お聞きしたいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 7番 平田議員の再質問であります。

カーポートの関係の上限のお話でありますけども、カーポートの設置につきましては先ほども申し上げましたとおり、環境省の方で加えられてきた事業ということで要領の中にはカーポートを導入する場合、対象経費の3分の2以内というそういう記載がございます。その上でその基準の考え方といいますか、一部紹介されているものがコスト要件というのが注意書きでありますし、本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格算定委員会の意見に掲載されている同設備が整備される電源規模と同じ分類の資本費にかかる調査結果を踏まえて設定金額を下回るものに限るということありますので、環境省の何らかの基準があって、それより下回るものになるのではないかなど、その金額が具体的にいくらかということはまだ示されていない、そういう状況であります。

2つ目の質問につきまして副村長の方から答弁をさせていただきます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 太陽光パネル、PPAの設置についてはいくさかてらす の関係がありますので、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

現在のカーポートへの太陽光パネルの設置等についてですけども、事業費についてはいくさかてらす の方でどのくらいの事業規模になるか、また事業費が膨らんでしまいますといくさかてらす の運営にも関わりますので、それについてはまた慎重に調整をさせていただきたいと思います。その結果によりまして村民の皆様には周知をさせていただきたいと思います。答弁は以上です。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） カーポートなんですけども、要は補助もちょっと難しいというかわからないんですが、例えば10年前に建てたところに設置する人もいるだろうし、最近家を建てた人もいますので、それとの金額の方が違うもんですから、その辺もいろいろ実際考えるとわからないうんやで、その辺のところどうなるか、これから検討することだと思うんですが、その辺のどこがもし答えられたらお願いしたいと思います。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただいまの質問に対してお答えをいたします。過去に建てられたカーポートについてはその上に設置できるものについては、今設置するように住民の皆さんと調整をしているところでございます。ですので、その都度その都度条件に応じて検討して対応させていただきたいと思います。答弁は以上です。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） ただ小さな村ですので、いろいろ情報が飛びかっちゃうんで、お互い話は向こうの話とこっちの話が、説明の中で、できればそのつじつまがあうような、そういう説明はやってほしいなと思います。

次ですけども、「龍と子特別号」では、脱炭素事業に関する説明会資料として、会社と設立に関する説明がされております。来年度から本格的な民間住宅への太陽光パネルの取り付け事業が始まっていますが、「龍と子」の発行はこの事業の宣伝のみならず過去に説明のあった疑問点およびこれから起こりうる疑問点などについて掲載する冊子として活用できるようにできるでしょうか、ということを質問したいと思います。

いわゆる他の広報などにも載せずに、「龍と子」1つに集約してもらった方が、実は見るにも見やすいと思いますので、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 7番 平田議員の、脱炭素事業の「龍と子」の活用についてというお尋ねであります。

いくさか便り「龍と子」はこれまで議員のおっしゃられるとおりに脱炭素に関する説明会資料としたものと、それから毎月発行しているもので、これまで11号あり、脱炭素事業の取り組み内容や疑問につきましては、Q & Aとしてお知らせをさせていただいているところであります。

脱炭素先行地域事業を推進していく上で、皆様により良くご理解いただくことが重要でありますので、引き続き情報ツールとして事業内容をお伝えするとともに、事業に関する疑問点等についても情報共有の場として掲載を進めてまいります。村での情報を伝える方法としては、現在「龍と子」に集約をしてきており、引き続き「龍と子」の充実を図っていかなければならぬというふうに考えているところであります。

太陽光発電・蓄電池の設置におけるPPA事業や小売り事業に関しましては、株式会社いくさてらすが主体でありますので、村といたしましても、会社側での相談対応や、サイト等の情報周知を図っていただきたいというふうに考えているところであります。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 村の月々の広報に今まで掲載しておりましたけども、編集の都合上であったり、また広報ですと文字が小さかったりする中で、またさらに中身はカラーではないで、どっちかっていうと敬遠されがちなんんですけども、いくさか便り「龍と子」ですと、いかにもこうね、手に取って見るようなデザインにされておりますのでこっちの方がなんか見やすいんじゃないかなと思っております。ただ、私の立場から言ったらもうちょっと大きな字にしてほしいなっていうのを、何とかなればというふうにその辺を考慮してほしいなと思います。

最後にこの事業は、国の補助事業を使っての事業であり、国のモデル事業として進められていると思いますので、村民の誰もがこの恩恵を受けられるような工夫を考えてほしいと思うものです。様々な問題が、これから起こると想定されますので、問題を整理され、今後に生かす工夫を施しながら、積極的にこの事業を進めていただきたいと考えます。これで私の質問を終わります。

○議長（太田譲君） 次に1番 島議員。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 1番 島幸恵です。通告に基づき、一般質問をいたします。質問に先立ちまして、生坂村では一般質問の2日前に答弁書をいただけて本当にありがとうございます。ただ、今回12ページにもわたる答弁書をいただき、驚きました。質問数が多いからかもしれません、現在議員は職員のところに質問に行ってはいけない、ゼロカーボン事務局は議員の質問に答えるのは業務外。議長を通して質問しても返事がないものがあり、年4回しかない一般質問が質問に答えていただける大切な場です。生坂村議員の持ち時間は行政側の答弁も含めて60分です。時間が限られていますので、質問した内容に簡潔にお答えいただけたととてもありがとうございます。

はじめに、人口減少対策とジェンダー、働き方について質問いたします。生坂村は今年4月に人口戦略会議が発表した令和6年地方自治持続可能性分析レポートで消滅可能性自治体とされました。これは20歳から39歳の出産する年代の女性が2020年から50年までの30年間に50パーセント以上減る見通しの自治体です。レポートによると生坂村の若年女性人口減少率は56.4パーセント、村外からの出入りがないと考えた場合の減少率は、30.9パーセントでした。これにより、自然減対策が必要で、社会減対策は極めて必要とのことでした。

若い女性が村に戻ってこない理由として考えられることは何でしょうか。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 1番 島議員の質問にお答えいたします。若い女性が村に戻ってこない理由について質問いただきました。

地方から東京など首都圏への人口流出、いわゆる東京一極集中が依然として解消されない中、当村のような中山間地域では特に若い女性を含む若者が、進学や就職を機に村外へ移りそのまま村へ戻らないことが全国的な課題となっております。このような人口流出の背景には個人の考え方や価値観、ライフスタイルの変化等が影響していると考えられますが、その要因は大きく三つ挙げられます。

まず、教育的要因として村内には高校や大学、専門学校といった高等教育機関がないため高等教育の機会を求めて村外や県外の都市部の学校へ進学をし、そのまま進学先の地域等で職に就いたり、結婚をするといったことがあるのではないかと考えます。

次に経済的要因としてリモートワークも普及はしておりますが、村内には高等教育で培った能力や経験を生かせ、魅力的なまたは働きたいと思える職業や職種、就業先が限られていることや、都市部の就業先との賃金の差があるといったことがあるのではないかと考えます。また結婚・出産・子育てを前提にした若い世代への支援は多くありますが、独身の女性などへの支援が少ないとといったこともあるのではないかと感じております。

最後に、社会的文化的要因として現在は都市部での流行や自由な生活、多様性を求める一方、この地域に残る地域や家庭に残る伝統的な慣習や、男女の役割分担を敬遠するといったこともあるのではないかと考えます。以上答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 教育長に答弁いただいたことが理由の多くかと思います。独身女性の支援が少ないというところで、「負け犬の遠吠え」っていう本をご存知でしょうか。酒井順子氏が書いた本で、この中で未婚・子供がない・30代以上の女性を負け犬と定義した自虐的なエッセーなんですけれども、私もご多分に漏れず負け犬に入るんですけれども。酒井氏が以前厚生労働省の少子化社会を考える懇談会に呼ばれたとき、独身者っていうのは酒井氏1人だったというエピソードがあります。あと昨年発足した女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会、メンバーの多くは男性です。女性や若者に選ばれたいと思うときに、どれだけ女性、若者の意見を聞き、それが反映されているのかと思います。

兵庫県豊岡市はいち早く女性、若年女性の流出防止に取り組んで注目されています。2015年の国勢調査結果から進学などで一度市を出た男性の52.2パーセントがその後市へ戻ってきているのに対し、女性は26.7パーセントしか戻っていない。このことからも危機感を抱き対策を進めているそうです。

国勢調査からわかる生坂村の現状はいかがでしょうか。進学等で村を出た男性の何パーセント、女性の何パーセントが戻ってきてますでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 1番 島議員の国勢調査からわかる生坂村の現状についてのお尋ねにお答えをいたします。

冒頭議員の方から令和6年度地方自治体持続可能性分析レポートについてのお話がありましたが、議員が言われるように、2050年までの本村の移動想定若年女性人口減少率56.4パーセント、封鎖人口での若年女性人口減少率30.9パーセントとなっており自然減・社会減による人員減少対策は必要であると考えられます。

一方、本レポートでは、前回レポートに比べ、消滅可能自治体に変わりはないが、若年女性人口減少率が改善されている。若年女性人口減少率が10ポイント未満ではあるが改善されているという結果は出ておりますので、これまでの取り組みの成果も少しほぼ表れているのではないかと考えております。元々の人口が少ない本村では、少しの数値変動でも、率にすると大きな数値を表してくることもありますのでこうした指標は参考にしつつも、一喜一憂することなく持続可能な村に向けた取り組みが重要であると考えております。

その上で国勢調査からわかる現状、進学等で村を出た方がどれだけ村に戻っているかとのお尋ねですが、直近の国勢調査は、令和2年、2020年になりますが、人口は1639人、男性818人女性821人となっており、その前の平成27年2015年の調査と比べ、総数で204人11パーセント減少をしております。1世帯あたりの人口で見ますと、2015年が2.63人に対し2020年が2.45人となっております。年齢階層別の人口比率を見ると、15歳未満は2回の調査では変わらず10.3パーセントで、15歳から64歳、65歳以上、75歳以上、85歳以上の各階層も大きな変動はありません。平均年齢を見ると、2015年が54.0歳、2020年が55.0歳となっており、男女ともに1歳程度上がっております。従業地・通学地を村内とされている方は7パーセント減少していますが、自宅で従業という方が4.7ポイント増えております。

以上のことからわかるることは、日本全体で人口が減少していく中で、本村においても人口減少が進んではいるものの、年齢階層別の比率に大きな変動がないということは、自然減はあるものの、子供も生まれ、社会増減も一定程度転入があると考えます。ただし、世代人口が0.18人減少しているということは、世帯減より人口減の方が多いということになりますので高齢者の単身世帯の増加、若年層の転出などが考えられます。

自宅での従業者が増加しているのは、2回の国勢調査の間に新規就農者の受け入れが多くあつたことが要因として考えられ、これまでの取り組みの成果であると考えられます。

進学等によります転出につきましては、国勢調査ではわかりませんし、村でこれまで追跡調査を行ったことはありませんのでわかりませんが、若い皆さんが村に戻って来たくなるような、戻ってきていただき、持続可能な村となるよう取り組みを進めていく必要があると考えております。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 生坂村においては国勢調査の結果からは、ちょっとわからないという話でしたんですけども、地方においてはどこも女性が戻ってくる率の方が低いのかなというふうに思いますので、更なる取り組みをお願いしたいです。

また、豊岡市の話になるんですけども、豊岡市の担当者は市内で働く女性たちにインタビューをし、そこから家庭では家事や子育ての担い手である女性が、職場や地域で補助的な仕事に従事させられてしまい、豊岡市で暮らすことの価値を感じにくくなっている。女性が県外に流出する背景には、職場や地域家庭において男女格差、ジェンダーギャップがあるという事情が見えてきたそうです。

生坂村において、男女格差、ジェンダーギャップはあると考えられますでしょうか。あるとしたらどのようなことでしょうか。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 男女格差について質問いただきました。

男女格差とは性別を理由に不当な取り扱いや差別を受けることを指し、具体的には雇用機会や賃金の差、昇進や管理職への登用の差「家事や育児、介護などは女性の仕事」といった固定観念などが挙げられます。令和2年度策定の「第2次男女共同参画計画」が最終年度を迎え、現在第3次の計画の策定準備をしておりますが、策定にあたりまして、男女共同参画等に関する村民の皆様の意識や考え方を把握させていただくため、この8月に18歳以上400名の皆様にアンケートを行いました。

アンケートでは、7分野「家庭生活」「地域活動や地域社会」「学校教育の場」「職場」「社会理念、慣習、しきたり、」「法律、制度」「政治の場」について男女平等であるかどうか尋ねました。前回、令和元年の調査では「政治の場」「社会理念、慣習、しきたり」「職場」の3分野で1割程度の方が男女平等だと思うという結果でしたが、今回の調査結果では男女平等だと思う方の割合は増えていますが、依然として「政治の場」および「社会理念、慣習、しきたり」の2分野については、多くの方が男女格差がある、男女平等ではないと感じられております。

また、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による役割固定観について賛成の方が前回調査の23パーセントから今回は19パーセントに減少しておりますが、依然として2割近い方が男女の役割分担は肯定的に捉えています。アンケート結果から男女の役割に関する意識でありますとか「政治の場」などの特定の分野では依然として男女の格差があるのではないかと感じております。以上答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 今年出た都道府県別ジェンダーギャップっていう今年7月に出た本なんですけども、そこから共働き夫婦の家事・育児の男女比っていう時間が出てるんですけども、長野県では男性が52分に対して女性が267分。全国で見ると長野県は24位に位置してます。

先ほどお話した政治分野では県議会など女性の比率っていうのが結構ある長野県では高い方みたいで、全国19位というふうにこの本では紹介されています。第3次男女共同参画計画に期待しておりますので、ぜひジェンダーギャップを少しでも解消できる内容にしていただきたいです。

また、豊岡市の話なんですけども、社会で活躍できる能力のある女性がその能力を活かせていないのであれば、社会的にも経済的にも大きな損失になると想え、2018年に豊岡市では、女性が働きたい仕事、職場への変革に積極的に取り組む事業所を募り、豊岡市ワークイノベーション推進会議を設立、勉強会やセミナーを通して事業所内情報共有を実施しているそうです。

生坂村において、これまで実施してきた男女共同参画社会を推進する取り組みというのは、どのようなものがありますでしょうか。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 男女共同参画社会推進の取り組みについて質問いただきました。

当村では令和2年度から「男女がともに進める村づくり」を目標に掲げ、第2次男女共同参画計画に基づきまして、意識啓発活動等による「意識づくり」講演会や勉強会等による「環境づくり」各種会議等への女性の参画促進等による「村づくり」の三つの視点で取り組みを進めてまいりました。

「意識づくり」では、令和4年から「広報いくさか」の中で「男女共同参画 みんなで考えよう！身近なジェンダー」を連載しております。住民の皆さんには気軽に男女共同参画について理解を深めていただくため、段丹映子先生の4コマ漫画を活用いたしまして、男女共同参画でありますとかジェンダーの基本的な事柄、制度改革などを幅広く紹介をしております。

また、「環境づくり」の分野では令和3年度より「男女共同参画講演会」を開催しこの漫画を担当いただいております段先生に「身近なジェンダー」をテーマに講演をお願いいたしました。この講演会にはコロナ禍ではありましたが、定員50名のところ48名の方にご参加いただきまして、参加者からは、「身近なジェンダーや固定観念、思い込みに気が付けた」「意識変革には時間が必要」などの感想が寄せられました。

さらに「村づくり」の部分では女性の消防団への参画を進めるための勧誘等を行ってきており女性消防団員の維持確保に繋がってきております。今後、現在策定中の第3次男女共同参画計画に基づきまして男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行ってまいります。以上答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 令和3年の講演会には私も参加させていただきました。更なる啓発活動をお願いしたいです。

また、豊岡市なんですけれども、豊岡市役所では2024年2月に市役所職員の男性育児休業取得率が目標の100パーセントを達成したそうです。市内事業所でも女性の管理職登用が増加するなど、男女ともに働きがいを持てるような風土改革が進んでいるそうです。

生坂村役場での女性管理職登用についてのお考えをお願いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 1番 島議員の生坂村役場での女性管理職の登用についての考え方のお尋ねであります。

これまで、生坂村では女性の管理職は健康福祉課長、児童館の館長、保育園の所長があり、同等の職務として議会事務局長も任命がされてきたところであります。現在は保育園の所長のみとなりますが、これは職員数が少ない本村の場合、職員の年齢構成や経験年数等も大きく関係するため、管理職に就く年代の女性職員がいないことによるものであります。

女性職員の活躍は、行政運営には欠かせない力となるということは十分承知をしており、年齢や経験年数など適任となる職員がいれば登用をしていくことは当然でありますが、先ほど申し上げましたとおり、少ない職員数での人事を行っていることをご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 私、議員になる前に行政相談に伺ったことがあります。そのときにした相談のひとつっていうのは村政懇談会などで前に並ぶ皆さん、管理職の皆さん、今もそうなんですが、男性ばかりなので、せめて管理職に女性を2割入れる、なんかそんな目標ができないかなというものでした。そのときに総務課長もいらして、帰りに総務課長がちらっとお話をされたことは、総務課長の年代は女性っていうのは結婚して退職される方が多くて、そもそもの人数が少ないというふうにお話をいただいたのを覚えています。

役場で女性管理職を育てるために行っていることっていうのはございますでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 役場で女性管理職を育てるために行っていることと、そういったお尋ねでありますが、男性職員も含めてですが、特に管理職ということの立場で行っていることはございませんが、各階層の研修もあり、必要に応じ、受講をすることもあります。様々な経験をしていく中で、上司や村民の皆様などからの助言・アドバイスの積み重ねや、後輩ができ、係長となり、その時々の立場や役職が人を育っていくと考えております。

小さな役場ですので、仕事も男女の区別なく行う場面もありますし、他の職場での仕事内容も身近に感じ取ることができますので男女の区別なく様々な仕事に理解を得てもらい、管理職となったときには力を発揮していただけるように努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 特に女性の管理職を育てるということで特別なことはされていないっていう答弁だったと思います。

先ほどの、都道府県別ジェンダーギャップの本では長野県庁の女性の管理職の割合っていうのがこれは全国37位でちょっと低いかなというふうに思っています。元々女性管理職が少ないところで、手立てをせずに女性管理職が誕生するっていうことはないのかなというふうに思うので、手立てが必要かなというふうに思います。

次の質問なんですけども、生坂村役場の男性職員の育児休業取得率っていうのはどのくらいでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 役場職員、男性職員の育児休業の取得率についてのお尋ねであります。

男性職員の育児休業の取得に関しましては、次世代育成支援対策推進法の制定によりまして、村では平成29年度に生坂村特定事業主行動計画を策定し、男性職員の育児休業取得について、周知をすることが盛り込まれております。この行動計画策定以降、対象となる男性職員は3名おりましたが、取得した職員はおりませんでした。以上であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 男性の育児休業取得率が、ゼロとの回答でした。啓発活動などを更なる取り組みっていうのが必要なのかなというふうに思います。

女性が家事育児や介護を担うという性別分業体制が色濃く残っている場合、拘束時間の長い管理職は女性に敬遠される傾向にあると考えます。労働基準法における管理監督者は、労働条件の決定、その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者と定義されています。

生坂村役場においては、課長級以上の方っていうのは管理監督者なのでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 役場における課長級以上のものが管理監督者かというお尋ねであります。

一般職の職員の給与に関する条例第25条の2に、管理職手当は管理または監督の地位にある職員のうち、村長が定めるものに支給するとあります。村長が定めるものとして、一般職の職員の給与の支給に関する規則に本庁の課長、健康福祉課長、会計管理者、保育園の所長、福祉センターの支配人、教育次長、児童館の館長とされておりますので、以上申し上げた職の職員が本村の一般職の職員で、管理監督の地位にある職員であるというふうに理解をしております。以上であります

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 時間外勤務手当が出ない方が結構いらっしゃるんだなというふうに思いました。課長の勤務時間外労働時間っていうのは平均週何時間くらいなんでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 課長の勤務時間外労働時間は平均週何時間かというお尋ねであります。

課長4名おります。課長級はもっといるんですが、どの課長についてかは、ちょっとわかりませんけども、イベントが多い振興課長などは、イベントの時期には休日の出勤することが多くなりますし、村政懇談会には前課長教育次長が出席をしています。その他、部署ごとに夜や休日に行う業務もあります。

平日の何もないときには、課長に限らず、早期退庁を進めておるところであります。課長級の勤務時間の勤務時間外の勤務時間については把握をしていない現状であります。以上であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 課長の皆さん本当に皆さんよく働いていらっしゃるなというふうにいつも思ってます。一般職を含め、残業代が認められるっていうのはどんなときでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 残業代が認められる場合はどのようなときかというお尋ねであります。

時間外勤務手当は時間外に行われる会合や災害対応、除雪や漏水対応の他、事務事業に必要な業務を行う場合・行った場合・係長や課長の確認の上支給をしております。

なお、管理職手当の支給を受けている管理監督の職にある職員には原則支給はされておりません。以上であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 勤務時間を把握するためにタイムカードの導入の考えっていうのはござりますでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 勤務時間を把握するため、タイムカードの導入の考えはというお尋ねであります。タイムカードというのはカードを機械に入れる時間を記録するものであり、勤務時間の把握にタイムカードというものがどれだけ有効な手段とできるか、よくわかりませんけども、現在のところ村といたしましては導入の考えはありません。以上であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 職員の皆さんの健康を守る上でも勤務時間の把握は必要、皆さん把握はされてると思うんですけども、タイムカードの導入をぜひ検討していただきたいです。

次の質問です。消滅可能自治体について報じた今年4月25日信濃毎日新聞の記事に、「住民と議会、行政が危機感を共有し、行動に移す契機にできるかが問われる」とあります。さらに「中央集権へ逆戻りし、放漫な財政運営をやめない政権に意見をするのも地方の役割になる」と書いています。問題を共有し、ときに政権に意見する上で、議会も重要な役割を担っていると考えます。議会を構成する議員にはなるべく多くの意見を反映させるために、多様な年代、人口構成比に見合った性別の議員がいることが望ましいと考えます。

若者の立候補を促すため、55歳以下の議員報酬を上げる政策は、議会としては1期限りでやめる方向になりました。女性議員を増やすため、女性に一定の議席を割り当てるクオーター制導入は有効じゃないかなというふうに考えます。クオーター制に対する村長のご意見をお願いします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 1番 島議員のクオーター制に関する村長の考えはというご質問でございますが、クオーター制とは男女平等の原則のもと、過小評価されている多数の女性に政治へ参加する機会を与える制度で、従来型の男性主導による政治ではジェンダーギャップが生じるため、女性の議席数や議員に立候補する女性数の割合を事前に定めることで、女性の政治参加を確実に増やす方策になります。この制度によって女性議員の数が増え、働く女性や家計を陰で支える女性を支援することにより、ジェンダーギャップを暫定的に解消するものと理解をしております。

この制度を生坂村議会への導入につきましては、生坂村の現状把握や議会との十分な協議が必要と考えております。以上答弁とします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ジェンダーギャップを暫定的にでも解消するものと理解されているというご答弁をいただきました。欧米諸国ではクオーター制を取り入れ、政治家が男女同数くらいになっている国っていうのがあります。

次に、区の個人の土地でない共有部分で、高齢化等で区民だけではできない草刈り作業など、大好き隊、生坂では大好き隊って言ってんですけど、地域おこし協力隊と集落支援員の皆さん総称なんですけども、その皆さんにお手伝いいただいています。

ただし、個人の土地っていうのは大好き隊の皆さんには、草刈りなど作業していただくことはできません。大好き隊がやってくれないと、どうしても困っている高齢の方などを区長さんが助けている現実があります。土木作業なんかもしてくださっていることもあります。区の様々な問題を考えて解決していく上で、女性が区長になることも必要かなというふうに考えています。

今、区長さん本当にいろんなことされてるんですけども、区長さんのお仕事っていうのを精査することも必要なんじゃないかなと思いますけれども、村の考え方を教えてください。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 区長の仕事を精査すべきではないかと、そういうお尋ねでございます。区長の設置につきましては、生坂村区振興条例により、各区に区長を置くこととし、行政事務の協力をお願いしてきているところであります。

また、平成26年度からは区長を兼任の集落支援員に委嘱し、各区集落の話し合いや活動の充実を図り、報酬を支払ってきたところであります。

区長としての仕事は各種会議、委員会等への出席と、区内への周知等が主なものですですが、追加でお願いをしております集落支援員としての業務は、村からお願いしている業務としましては、毎月の取り組み事項の報告、かかった経費の請求書の提出をお願いしており、その他につきましては、各地区の実情に応じた取り組みをお願いしているところであります。

そうした中、区長さん方には地域のリーダーとして責任感を強くお持ちいただき、各仕事を進められておるところと承知しております。区長会において本年、地区の役員のあり方についても協議がされており、その中で、区長さん方の仕事、業務内容について話題に上ることがあれば一緒に検討をしてまいりたいと思っております。

なお、女性が区長になるということも必要ということですが、区長の選出につきましては、各区で決められていることで、村が決めているものではなく、これまで副区長さんには女性の方もお務めいただいているということを承知しているところであります。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ぜひ区長さんたちの仕事、作業内容についても検討していただきたいです。

次なんんですけど、個人の土地の草刈りなどを、例えば全員じゃなくても後期高齢者の方とか障害者手帳をお持ちの方のところは大好き隊も手伝っていいよというようなことにはできないでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 個人の土地の草刈りを大好き隊が行えないかということではあります、本村の場合生坂大好き隊員とひとくくりにしておりますが、その中は都市住民を受け入れ活動をしていただく地域おこし協力隊と、集落対策を行う集落支援員があります。

地域おこし協力隊につきましては、高齢者の見守りや農業研修、いくさかの郷ややまなみ荘などで決まった業務にあたっていただく方と、地域の支援を行っている方もおります。

集落支援員は、集落の維持や活性化などに関する業務を中心に行っております。

個人の土地の草刈りにつきましては、地域おこし協力隊と集落支援から成るいくさか大好き隊が行うということはしておりません。いずれも地域での作業を行う場合は、区長・常会長などの申請・要望により、協働作業で行うことを原則としております。

これまでも、個人からの依頼につきましては、社会福祉協議会が事務局で行っている「もりびと」やシルバーセンターへの依頼をお願いし、対応をしてきていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 草刈りの話になってるんですけど、飯綱町では中山間地直接支払事業のお金を使って30代から50代の働く世代を中心に草刈り隊を組織しているそうです。土日の朝5時

から7時、夕方5時から7時の活動で時給2,500円を出すので、若い人が参加しているそうです。

時給の半分というのは依頼者が払って、半分は中山間地制度から払っているそうです生坂村でも同じような取り組みっていうのはできないでしょうか。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 中山間直払事業で草刈隊の取り組みについてのご質問につきまして回答いたします。

中山間地域等直接支払制度では、協定参加者の話し合いと合意により作成された協定書に基づいて活動するものでございますので、飯綱町のように取り組むにはまず、各集落で活動内容等を協定で定めていただき、協定参加者の合意により取り組むことは可能となります。答弁は以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 協定を定めて参加者の合意によって取り組むことが可能というご回答いただきましたので、ぜひ飯綱町のような取り組みができたら、朝2時間草刈して5,000円っていうのは結構いいお小遣いになるのかなというふうに思って、そんな取り組みができるらしいなと思いますので、ぜひご協力をお願ひいたします。

若者が地方に戻ってこないのはやりたい仕事っていうのがないこと、公共交通機関が充実していないっていうことがよく挙げられます。昨年の村政アンケートは、若者世代にも意見を聞きました。その回答に、公共交通の充実、使いやすさの向上を求める意見がいくつかありました。昨年度のアンケート結果、また今年度の村政懇談会での公共交通に対する意見を受けて改善された点っていうのはございますでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 公共交通の改善に関するお尋ねであります。

アンケートや村政懇談会で、公共交通生坂村営バスにつきましては、運行ダイヤに関するこ<sup>ト</sup>やバス停に関するこ<sup>ト</sup>、乗務員に関するこ<sup>ト</sup>などを、幅広い観点からご意見・ご要望をいただきしております。

乗務員に関するこ<sup>ト</sup>などは、懇談会に限らず、日々の運行の中でもご連絡をいただくことがありますので、その都度、運行会社に伝え、改善を図ってきております。

運行に関することにつきましては、令和4年度から第1便の始発場所をやまなみ荘から大日向橋とし、バス停の位置を村道側に移し、利用者の安全確保に努めています。また、朝の時間帯の安曇野市のバスとの接続についても要望があり、安曇野市と調整し、安曇野市の方で運行時間の調整をしていただいております。本年度は池坂線の運行時間について、利用者からの意見を受け、利用者に聞き取りを行うなどして、利用していただけるよう、運行時間の変更をしてきております。

たくさんの要望をいただいておりますが、全てのご要望にお応えできれば良いのですが、運行費用の面だけでなく、他の公共交通機関との接続などもあり、容易にいかないこともあることをご理解いただき、必要な検討事項につきましては、運営協議会にも諮り、利用率の向上が図られるよう努めてまいります。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ご意見を取り入れてくださっているので、利用率がさらに向上するといいです。電話だけでなくオンラインでデマンド予約ができると若者世代の利便性っていうのが向上すると考えます。

去年の若者に対するアンケートで提案されていたG o o g l e フォームなどを使ってオンライン予約ができるようにすると費用がかからずできると考えるんですけども、村の考えはいかがでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） デマンドバス予約にオンラインでの予約の導入の考えはというお尋ねであります。

デマンドバスのオンライン予約につきましては、最終26便の利用について、オンライン予約の要望があったことは承知をしております。オンライン予約により利便性の向上が図られる方がいる一方、しっかり26便でありますのでしっかり予約に対応するということも必要であり、予約フォームへのアクセス管理やオンラインと電話と、どちらか一方にするのか、あるいは二つの予約方法とした場合の予約トラブルも心配がされます。

安曇野市で運行している「あづみん」も、電話による予約の方法をとっており多少手間をおかけすることにはなりますが、電話での予約の方が確実な運用ではないかと考えておるところであります。オンライン予約につきましては、利用されている学生からの要望かと思いますので、利用者の利便性が図られるよう今後も検討をしてまいりたいと思います。以上であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 若者世代からの提案でしたのでぜひ検討していただいて、電話とオンラインを併用しての運用っていうのも実現していただけたらと思います。

デマンドバスっていうのは基本バス停から乗りますけれども、例えば後期高齢者とかまた手帳をお持ちの方で希望する方には、家まで来てもらうっていうことはできますでしょうか。うちも坂がえらいんですけども、バス停まで遠いお宅っていうのもあるので、こちらいかがでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） デマンドバスでの運行の個人のお宅まで送迎することができないかというお尋ねであります。デマンドバスにつきましては、運行時間ごと北と南の決められたエリアを運行しており、できるだけ予約をされたお客様のご要望にお応えできるよう努めております。

「バス停からの乗車となるため、バス停まで行くのが大変だ」とのお尋ねですが、現在デマンドバスにつきましては、初めて利用される場合は、自宅に近い目印になる場所、例えば公民館や、橋、そういうものがあるかと思うんですが、そういうところでご乗車をいただくこともありますが、帰りについては案内をしていただければ、自宅近くまでお送りをしております。家

の近くでの乗車場所が把握できているお客様につきましては、家の近くまでお迎えに行っております。以上であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） いろいろご対応いただいているということで、私もデマンドバスで、家まで乗せてもらったことがあって、便利だったんですけども、誰もが暮らしやすい村になれば自然と人も集まってくるのではないかというふうに思います。そのためには住民の皆さんの方を聞いて一つ一つ地道に解決していくことかと思います。行政の皆さんには日頃からご尽力いただいております。議員としても、住みよい村づくりのために努力していきたいと思っております。

次に、P F A Sについて伺います。環境省と国土交通省が5月から9月に行った水道水の調査結果が発表されました。生坂村で供給されている安曇野市、大町市からの水道水に含まれる1リットルあたりのP F A Sは有機フッ素化合物ですけれどもこの値っていうのはそれぞれ何ナノグラムだったのでしょうか。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） それでは生坂村で供給される水道水の1リットルあたりのP F A S値についての質問でございますが、村では本年8月に検査を行っており、安曇野市および大町市からの水道水に含まれますP F A Sにつきましては、5ナノグラムリットル未満でございました。以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 再質問させていただきます。安曇野市と大町市っていうのは同じ値だったのでしょうか。10月30日の信濃毎日新聞で、県内7事業所でP F A Sが検出されたという記事がありました。

大町市簡易水道でその記事には6ナノグラムというふうにあったんですけれども、大町市・安曇野市っていうのは5ナノグラム未満ということで詳しい数字っていうのは出てないんでしょうか。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） ただいまの再質問にお答えいたします。

定量下限値未満ということで定量下限が5ナノグラムリットルということで、それ以下の数値ということでございましたので、それ以下の数値については表示されておりません。以上答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 詳しい数値っていうのを伺ったっていうのは、アメリカの方では規制が進んで、飲料水におけるP F A S、P F O Aの含有基準で4ナノグラムということで日本の基準値50ナノグラムの10分の1以下です。

詳しい数値が出ているのかなというふうに思ったんですけれども定量下限値未満というご回答をいただきました。

次なんですけども、P F A Sっていうのはフッ素加工されたフライパンですとか、防水スプレー、食品包装など身の回りのものに結構含まれているみたいなんです。世界保健機関の研究機関では、発がん性があるなどと評価をされているものです。健康を守るために村として啓発活動を何か行うお考えはありますでしょうか。

○住民課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（中山茂也君） 1番 島議員のご質問にお答えをいたします。

P F A Sについての啓発活動についてのご質問でございます。島議員ご指摘のP F A Sでございますが、人工的に作られた有機フッ素化合物の総称ということで、中でもP F O S（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、またP F O A（ペルフルオロオクタン酸）は幅広い用途で使用され、これらの物質は難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質がございます。国内で規制やリスク管理に関する取り組みが進められているところでございます。

ご指摘のように、発がん性など健康への影響が報告されておりますが、どの程度の量が体に入ると影響が出るのかについては現在詳しくわかっておりません。そのため、国際的に様々な知見に基づく基準値等の検討が現在も進められているところでございます。島議員ご質問の、村として啓発活動を行うことにつきまして現在考えてはおりませんが、今後進められます調査ですとか検討会議など国の動向を注視しまして、必要性、緊急性に応じて検討してまいりたいと考えます。以上答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 今いろいろ話題になっていて、この前のN H K特集なんかでもP F A Sについてやっていて、結構いい番組だったっていうふうにおっしゃってる方がいたんですけども、本当に調べてみると結構いろんなものに含まれていますので、今後啓発活動なんかも情報を収集していただいてぜひ検討をお願いしたいです。

次なんですけども、自衛隊や米軍基地などを訓練で消火器を使うところの付近から高濃度のP F A Sが検出されることがあります。従来の火薬剤、特にA F F F水成膜泡消火剤にはP F A S（P F O S）が含まれています。現在ある消火器を点検し、交換の際は環境や健康に配慮したものにすることが望ましいんじゃないかなというふうに考えます。村の考えはいかがでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） P F A Sにかかる消火器の点検と交換に関する対する村の考えはということあります。

P F A SのうちP F O S（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、P F O A（ペルフルオロオクタン酸）は特に関心が高い物質でありまして、P F O Sは消火器、消火器用消火薬剤の一部に含有されていたと承知をしております。P F O Sの件につきましては、一般社団法人日本消火器工業会のホームページでも掲載がされており、平成21年、2009年に国際的にその製造・使用等を禁止する物質に追加されたことを受け、日本でもP F O S含有製品が規制され、平成22年2010年から消火器の製造、販売は行われていないと紹介しております。

また、ご指摘をいただいているPFOsおよびその塩はフッ素系界面活性剤やコーティング剤の合成過程で生成される物質で、機械泡消火薬剤や中性強化液消火薬剤の一部に含有されていたもので通常家庭や役場などの施設に設置している消火器はほとんどが粉末消火器であり、粉末消火薬剤にPFOsは含有されていないということとされております。消火器の使用期限は、業務用消火器で概ね10年、家庭用消火器でおおむね5年とされておりますので、消火器の使用期限をご確認いただき、期限切れのものにつきましては早めに取り替えていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 家庭用また生坂村の消火器にはPFArSが含まれていないということを安心いたしました。最近、お酢が入っててそれで消せる消火器みたいなものもあるみたいなのでそういうものを使ってもいいかなというふうに思いました。

あと、最近化学肥料の高騰で汚泥から肥料が作られています。汚泥肥料にPFArSが含まれているのではないかというふうに危惧する声があります。永遠の化学物質と言われているPFArSなので、例えば汚泥でできた堆肥にPFArSが入っていたら、それを畑に散布することで、ずっと残ってしまったりとか地下水に入ってしまうんじゃないかなっていうようなことを心配されている方もいらっしゃいます。土とか水、空気っていうのも生坂村の大きな財産です。健康とかの環境っていうのを守る努力っていうのも、私もこれからもしていきたいと思っております。これで私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（太田譲君） ここで換気のため休憩をとりたいと思います。再開を14時45分とします。

---

休憩 午後2時32分

再開 午後2時45分

---

○議長（太田譲君） 再開します。休憩前に続き一般質問を行います。次に6番 字引議員。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 6番 字引文威です。通告に基づき質問をさせていただきます。質問は、脱炭素事業の進捗状況についてお伺いいたします。

11月15日に開催された知恵の輪委員会、村づくり研修会合同会議で、「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容について確認した、とあり、具体的な施策・施策毎の重要業績評価指標「環境と共生した暮らしの実現・ゼロカーボン施策脱炭素事業の推進」とする、とありました。

(1) として自然環境、景観の保全とあり、  
・地球温暖化の防止のための各種施設・設備の普及に努めるとともに、電力需要の安定化と景観保全と調和のとれた再生可能エネルギーの普及を進める。

- ・家庭用地球温暖化防止対策設備設置（太陽光その他の設備）の普及拡大。
- ・再生エネルギー設備設置への条例に基づく景観の維持と保全。

(2) としてゼロカーボンの推進とあり、生坂村地方公共団体実行計画に基づき、環境省の脱炭素先行地域事業を中心としたゼロカーボン達成に向けた各種施策を実施する。村の民生部門をはじめとする産業や運輸等、各部門において、脱炭素化を推進する取り組みを実施して、村全体の温室効果ガス排出量を2030年度の目標年度に2013年度比で65パーセント削減することを目指すものとする、とありました。

近年の全地球規模の気候変動により、各地域で異常豪雨による水害、南アメリカ大陸アマゾン地区の異常干ばつが発生するなど、海面水温の上昇が起因する現象で、農業生産物の生育にも大きく影響が懸念されており、このたびあったCOP29 2024年国連気候変動会議でも、その対策に危機感を持って協議され、温室効果ガスの削減に対し、全世界で対応するよう求められています。当村は令和5年4月、環境省脱炭素先行地域に選定され、我々のこの小さな生坂村での温室効果ガス削減に寄与できるよう頑張ってきております。

それでは、当村の温室効果ガスの削減に向けた脱炭素対策の各事業の進捗状況についてお伺いいたします。

まず一つ発送配電事業のうち、再生可能エネルギー、太陽光発電設備の設置状況についてお伺いいたします。村内の地域エネルギー会社による民家・民間事業所・公共施設へのオンサイト太陽光発電および蓄電池の設置、また、遊休地などを活用したオフサイト太陽光発電の設置事業の推進についてお伺いいたします。まず再生可能エネルギーとして活用できるとした村内可能発電容量の目指す目標値はいくらぐらいに想定しているのか。

また、現状での設置発電量はどのぐらいか。想定発電量はいくらになるのか。総務課長にお伺いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 6番 字引議員のご質問にお答えをいたします。村内の再生可能エネルギー発電容量の目標値、および現状までの設置した発電量についてのお尋ねであります。

現状の見込みといたしましては、6月から8月に行いました村民説明会の資料にも記載がありますとおり、世帯数で365世帯、うちオンサイトで300世帯、オフサイトで65世帯の加入を見込んでおります。これに見合った公共施設と民間事業所を含めた設備整備を進めることで、設備全体で太陽光パネルで設備容量5600キロワットを見込んでおるところであります。

本年11月末現在では、全体で482.9キロワット分のパネルの設置が完了しておりますが、実際の発電につきましては今後必要な手続きを経ていくこととなります。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） ありがとうございます。また民家・民間事業所の発電設備の設置進捗状況について総務課長にお伺いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えをいたします。民家および事業所の発電設備の設置状況についてのお尋ねであります。

今年11月末現在の設置状況につきましては先ほど申し上げましたとおりでありますと、全体で482.9キロワット分の設置が終了しているということです。内訳としまして民家で4件、72キロワット、事業所で4件45.9キロワット、公共施設で17件、365キロワットとなっております。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） それでは遊休地等を活用した、野立てオフサイト太陽光発電設備の設置進捗状況について総務課長にお伺いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 野立ての太陽光発電設備の設置状況についてのお尋ねであります。

野立ての設置につきましては各地区での説明会を開催し、地域ごとにその考え方方が異なりますので、地域の実情、また考え方を尊重し、今土地の選定を行ってきており、工事の着手につきましては、令和7年度に計画をしており、来年度の実施に向けて現在1ヶ所の調査・実施設計を進めているところでございます。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 太陽光発電を導入する上での現状の問題点について総務課長にお伺いいたします。現在想定可能な太陽光発電設備容量はまだ発電容量は10パーセント弱ということで、今後の残る90パーセントの設置促進策が必要と考えますが、その辺の見通しについていかが、お伺いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 進める上での問題点でよろしいですか。野立ての設置に関しまして一部消極的なご意見もいただいておりますが、野立ての設置に関しましては、民家への設置オンサイトパネルの設置件数、またパネル数にも関わってきます。野立ての設備を減らしていくためにも、民家への設備の設置を進めていく上で、個別の家屋の状況に応じて、屋根以外での敷地内での設置も進め、可能な限りオンサイトで対応していくという必要があるというふうに考えております。以上であります。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 現在の見通しで、太陽光発電設備容量の、残り90パーセントの設置の可否っていうのはどんなもんでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 今後の見通しについての再質問かと思いますが、実際に太陽光パネルの設置、いわゆるハード事業につきましては、今年度から着手してきたところでありますと、現状少なく感じるところがあるかと思います。

パネル設置につきましては、村内へのアンケート調査の希望の結果から令和5年度の調査になりますが、百数十件を超える希望があり、その皆さんに対し、早期の設置に向け、いくさかてらすで対応をしていただこうになりますが、ゼロカーボン推進プロジェクト会議の中でもそうしたことをお話していきたいというふうに考えております。

また、蓄電池の設置によりまして、停電時、また災害時におけるその有効性や設置していただいた皆さんのご意見なども紹介するなどすることにより、事業実施期間内に何とかこの目標については、設置達成をしていきたいというふうに考えているところであります。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） これからもその辺促進させるためには、村民の理解を得るように丁寧な協力依頼で、達成できるように進めていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは、2番目の今度、省エネ機器太陽集熱器、高効率照明機器、高効率空調機器、高効率給湯器の導入補助についてお伺いいたします。まず、省エネ機器の補助応募の方はどれぐらい想定されているのか、総務課長にお伺いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 省エネ機器の導入補助で補助金の申請の想定についてのお尋ねであります。

省エネ機器における補助対象機器は複数の機器を対象としており、先ほど議員がおっしゃられました四つの機器になりますが、導入する機器や導入規模により金額も異なります。そのため、本年度の導入における1件当たりの平均単価を25万円といたしまして、年間の見込み件数120件とし、全体で3000万円の導入に対して補助率3分の2であります2000万円を補助金として積算し、年間での交付予算として見込んでおるところであります。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） ありがとうございます。補助金として全体の費用として3000万ぐらいを目安ということで今進めてらっしゃると思うんですが、これは増減っていうか、年度によって増えたりいろいろするということでおろしいわけですね。

続きまして省エネ機器の補助の応募状況について、総務課長にお伺いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 補助金の申請状況につきましては本年11月時点で同一の申請者からの複数の機器導入等もございます。

まず、件数で申し上げますと、申請件数で30件、機器で単位で30件、内訳といたしまして、空調機器で12件、給湯器で10件、照明機器で8件となっており、1165万円の交付を現在まで決定をしております。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） ありがとうございます。だいぶ関心持ってやられてみられてるというふうに捉えてよろしいかと思います。それとこの応募状況から見える課題というか、そういうところがありましたら総務課長に教えていただきたいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 省エネ機器の導入に係る補助金を進める上での問題点についてとあります。

省エネ機器の補助要件が既存の機器の更新とされていることから村民の方からの新設に対する要望への対応が、課題事項がありました。令和7年度からは新設に関しましても、一定の要件により対象とできるよう、現在環境省との協議を行っているところでございます。

また、令和6年度から開始した省エネ機器導入補助につきましては、これまで「龍と子」による広報や説明会等を通じ、周知はしてまいりましたが、まだ初年度ということもございまして、認識されてない方もおりますので、継続的な周知が必要であるというふうに考えております。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） よろしくお願ひいたします。我が家もそうなんですが、給湯機器の主な燃料というのが灯油でやっております。なるべく、脱石油を進めることはコスト的にも、現在の灯油の値段が非常に高いということを考えるポイントになります。いわゆる新しいものを導入する上でのシミュレーションというか、この辺がこのぐらい安くなるよというような、そういうふうな試算ですね、結果的に出していただけると非常に導入のポイントになるのかなという、そんなことをちょっと私は感想として入れさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、3番目としまして、民家、事業所への木質バイオマスストーブ、薪ストーブ、ペレットストーブの導入補助についてお伺いいたします。民家、事業所の木質バイオマスストーブ、ペレットストーブ導入補助応募状況について総務課長にお伺いいたします。いかがでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） バイオマスストーブ補助金の申請状況についてのお尋ねであります。バイオマスストーブにつきましてですが、ペレットストーブ等につきましては、公共施設等にも設置をしてきているところでありますが、補助金の関係につきましてですけども、補助金の申請状況につきましては、本年11月時点で7件の申請がありまして、金額にいたしまして853万9000円の交付を決定してきているところでございます。以上であります。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） ありがとうございます。まだまだこれから増えてくれればいいことかなと思いますけども、これを踏まえまして、応募状況から見える課題について総務課長感じるところがあったら教えてください。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） これまでの申請状況から見える課題についてのお尋ねでございます。

木質バイオマスストーブにつきましては、薪、ペレットとともに石油ストーブのように単に置くだけではなく、煙突の設置や、そのストーブの周囲の防火対策も必要となります。そのため、家の状況によっては設置したくてもできないという方もいらっしゃるかもしれませんし、また設置できても、多額の改修費用がかかってしまうということが懸念されます。省エネ機器導入と同様に、木質バイオマスストーブの導入につきましても、令和10年度までの交付金の事業期間になりますので、設置を希望される方につきましては、早めに費用のご準備をいただくなど、多くの皆様が導入をしていただけるよう継続的な周知が必要であると考えております。

また、村内の身近な場所で設備を直接触れてご理解いただけるよう、公共施設、役場などの公共施設への率先した導入を引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 再質問させていただきます。先ほど、山本議員の質問とも重複する部分もあるかと思いますけども、村内の公共施設各所にペレットストーブが設置されておりまます。ペレットストーブは音も静かで温かな雰囲気で良いのですが、導入の検討のきっかけとなると設置費やランニングコストなどの目安がわからないと、なかなか検討するのに尺度がないという部分で、難しいと思います。導入のきっかけの一部となれるように本体の値段だとか概算設置工事費だとか、ペレットの使用量が1時間にどのくらい使うのかとか、あと電気代もですね、そんなものを簡単に表示して、目安になるものを提示していただけるとより資料とか見て、導入しようかというきっかけになろうかと思います。そんなことの対応がいかがか、総務課長のご意見を伺います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 公共施設に設置されているペレットストーブのところに案内等を表示して導入のきっかけになればという再質問であります。

議員のおっしゃられるとおりに、何もない状況で、ただつけてくれと言ったのもなかなかわかりづらいところがあるかと思います。来庁者等それぞれの施設に来ていただいた村民の方に内容をお知らせするということは、大変大切なことだと思っております。ペレットなども使用をしておりまして、その1日の使用量ですとかそういったことも実際に焚いてみてわかってきておりますので、そうしたことも含めまして、その金額だとか、設置費用、またかかる経費なども含めて表示ができるように対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） ぜひわかりやすい形で結構ですのでよろしくお願ひいたします。

それでは、第4番目になりますが、古民家の脱炭素（断熱・省エネ）リノベーションの支援についてお伺いいたします。脱炭素（断熱・省エネ）リノベーションの支援の応募状況並びに今後の見通しについて、いかがなものか総務課長にお伺いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 脱炭素事業関係のリノベーションの支援についてのお尋ねであります。

申請状況と今後の見通しについてということではありますが、本年度におきまして、古民家脱炭素リノベーションとして3件の応募、また相談をいただきてしております。令和7年度からは一般の民家を対象とした断熱リノベーションを幅広く助成していく計画としております。対象となる交付要件は、環境省の補助事業により内容が限定されておりますので、村民の皆様に対象となる断熱リノベーションが、どのようなものになるのか、今後事業モデルなどとしてお示しをしていきたいというふうに考えております。以上であります。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 断熱リノベーションを導入することが、そういうことに対する検討する上で、非常に参考になる事業モデルを参照できるように、本当に進めていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは、5番目に移ります。公用車、村営バスのEV化およびEV充電器等の設置、EVカーシェアリングについての構築についてお伺いいたします。まず公用車・村営バスのEV化およびEV充電器等の設置計画の進捗状況を総務課長にお伺いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 公用車・村営バスのEV化とそれからEV充電器等の設置計画に対する進捗状況についてのお尋ねであります。

村営バスを含め公用車のEV化の計画は当初更新対象台数として、公用車27台、村営バス3台を見込んでおりましたが、事業実施していく中で、現有車両との比較などで変更が生じてきております。

また、充電器は普通充電器を30台計画しておりますが、急速充電器に変更した場合は、金額に大きな差がありますので、こちらも設置台数に変更が生じてきております。令和6年度のEV車導入につきましては、村営バス1台公用車では役場に3台、教育委員会と健康管理センターにそれぞれ1台ずつの導入を予定しており、現在事業者に既に発注済みとなっております。

これらの導入場所に合わせまして、EV充電器につきましては、役場に高速充電器1台と普通充電器1台、村営バスセンターへは高速充電器1台、教育委員会と健康管理センターに、それぞれ普通充電器1台ずつを予定しており、こちらも村内事業者に発注済みとなっております。本年度分の事業の進捗状況としましては、EV車、充電器ともに年度末であります令和7年3月には導入また設備の設置を完了する予定としております。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） ありがとうございます。内容については少し変更が生じるということです、適正な配置を考えていただければと思います。

それでは、次に、カーシェアリングシステムの構築について、総務課長にお伺いします。どのような感じになってるのか教えてください。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） EVカーシェアリングにつきましては、今年度導入いたしますEV車5台の導入に合わせまして、貸し出し等に関する手続き方法や規程等の作成を現在進めています。令和7年度から運用開始に向け現在進めているというところでございます。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） よろしく進めていただきたいと思います。6番目にゼロカーボンの理解を深めるためのワークショップや体験イベントについてお伺いいたします。村民の協力や理解を深めてもらうワークショップはどのようなものを考えられているのか、総務課長にお伺いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） ゼロカーボン事業を進める上での村民の皆様に協力や理解を深めてもらえるためのワークショップについてのお尋ねですが、ゼロカーボンの本事業の取り組みを推進していく上で、これまでも龍と子による広報や脱炭素に関する住民説明会を行ってまいりましたが、事業に関する正しい理解を深めていくためのワークショップ等の学習機会は今後も重要であると考えております。

先月11月24日に開催しましたPPA事業に関する学習会では、15名の方にご参加いただき、株式会社イー・コンザルの渡辺様よりお話をさせていただきました。本年度からは、本格的に村民の皆様の目に見える形で、村内での太陽光発電設備を初め、木質バイオマスストーブ、EV車等の導入が進められてきております。こうしたものを活用した体験イベントに関しましても、各家庭への導入に繋がるような企画・計画をしていければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） それでは今度、副村長に質問いたします。当村の現状で見える事業内容で、温室効果ガス排出削減効果は何パーセントぐらいになるのかをお伺いしたいと思います。

2030年度の発電、省エネ機器導入、木質バイオマス導入、断熱・省エネリノベーションなどの支援事業で、当村の温室効果ガス排出削減効果の見通しは如何になるのか。副村長にお伺いいたします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 6番 字引議員の当村の温室効果ガス排出効果の見通しについてお答えをいたします。

令和6年3月に策定しました生坂村地方公共団体実行計画では、当村の2013年度と比較して、村全体でのCO<sub>2</sub>の排出量を2030年までに65パーセントに削減することを目標としております。これは令和10年までに現在行っている環境省の脱炭素先行地域づくり事業を進めていくことを前提とした見通しの目標値であり、この事業に向かい、事業を進めるように取り組んでまいりよう考えております。答弁は以上であります。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） ありがとうございます。この小さな生坂村の脱炭素先行地域事業が、他の地域の皆さんとの参考になる事業としても成功させなければならないと考えます。ぜひ、温室効果ガス排出削減効果目標達成を着実に進めていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは最後、村長にお伺いいたします。今後の脱炭素先行地域事業の進め方についての考え方はいかがかということで、環境省の脱炭素先行地域事業を完成させる上の村長の見解をお伺いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 6番 字引議員の環境省の脱炭素先行地域づくり事業をまとめる上の私の考えというご質問でございますが、脱炭素先行地域づくり事業の進め方に關しましては、当初、環境省でお認めいただいた内容に対して、昨年から31回の説明会の意見の内容や意向を検討するとともに、当村の実情に合った事業とするように、環境省との調整を行いながら、事業期間であります令和10年度までの脱炭素の取り組みを進めてまいります。現時点での取り組み内容は、PPA事業では、説明会を通じて野立ての設置に対して反対・縮小といったご意見もありますので、オンラインPPAによる敷地内での設置を推進し、野立てについては、不足する電力をまかなう必要最低限の設置にとどめるよう進めていきたいと考えております。

EVシェアリングにつきましては、本年度の村民アンケートのニーズ調査や今後の活用方法を踏まえて、当初の導入計画27台に対しましては、見合った規模での導入数の縮小を検討してまいります。

木質バイオマストーブの導入補助では、当初、ペレットストーブのみを対象設備とした計画としていましたが、村民説明会のご意見を踏まえ、薪ストーブについても対象設備を拡大して本年度から導入補助を開始したところでございます。

このようにこれからも変更が可能な事業につきましては、村民の皆さんからのご意見に耳を傾け、ご理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） よろしくお願ひいたします。この脱炭素事業は、令和5年4月の脱炭素先行地域に指定され、それから当村の地域特性に合わせ、事業計画から実施設計、そして、令和7年度からは、マイクログリッド、小水力発電等、ハードな部分へと事業を進めてきております。2030年には当初の温室効果ガスの削減目標達成に向け、知恵を絞り、村民の協力を得て完成

させ、この小さな生坂村のこの脱炭素先行地域事業が、他の地域の皆さん参考になる事業として成功させなければならないと考えます。

ぜひ、村民の皆さんからの意見に耳を傾け、ご理解をいただきながら進めていきたいという村長のリーダーシップと、行政の皆さんやり遂げる意欲に期待し、私の脱炭素事業についての質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（太田譲君） 以上で一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（太田譲君） 本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、17日火曜日の午前10時から再開し、委員長報告の提出並びに討論・採決等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

○議長（太田譲君） 起立。礼。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時 22分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和6年12月11日

議長

石田 浩

署名議員

望月典子

署名議員

宇引文底

# 令和6年第4回 生坂村議会定例会議事録（12月定例会）

8日目（12月17日）

・再開	
・会議録署名議員の指名	
・委員長報告	
・質疑、討論、採決	
・追加日程	
議案第55号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第56号	特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第57号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第58号	令和6年度生坂村一般会計補正予算【第6号】
議案第59号	令和6年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第2号】
議案第60号	令和6年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第3号】
議案第61号	令和6年度生坂村簡易水道事業会計補正予算【第2号】
発議第10号	生坂村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案
議員派遣の件	
・閉会中の継続審査及び調査の申出	
・閉会	

・委員長報告、質疑・討論・採決	6 P
・追加議案の説明、質疑・討論・採決	13 P
・継続審査の申出	25 P
・村長挨拶	26 P

# 令和6年第4回 生坂村議会定例会

令和6年12月17日 午前10時 開議

## 議事日程 【8日目】

日程	議案番号	事件名	備考
		再開	
1		会議録署名議員の指名	
2		委員長報告	
		質疑・討論・採決	
3		追加議案提出・採決	
4		閉会中の継続審査及び調査の申出	
		閉会	

# 令和6年第4回 生坂村議会定例会

令和6年12月17日

## 追 加 議 事 日 程

【8日目－追1】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	議案第55号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案	
2	議案第56号	特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案	
3	議案第57号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	
4	議案第58号	令和6年度生坂村一般会計補正予算【第6号】	
5	議案第59号	令和6年度生坂村福祉センター特別会計補正予算 【第2号】	
6	議案第60号	令和6年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第3号】	
7	議案第61号	令和6年度生坂村簡易水道事業会計補正予算【第2号】	
8	発議第10号	生坂村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案	
		質疑 ・ 討論 ・ 採決	

# 令和6年第4回 生坂村議会定例会

令和6年12月17日

## 追 加 議 事 日 程

【8日目－追2】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	発議第11号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案	
		質疑・討論・採決	
2		議員派遣の件	

---

出席議員（8名）

1番 島 幸 恵 君	2番 山 本 吉 人 君
3番 藤 澤 幸 恵 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 讓 君	6番 字 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 真 島 弘 光 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 中 山 茂 也 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 坂 爪 浩 之 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君 書 記 田 中 翔 太 君

---

## 開議 午前10時00分

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

---

### ◎再開

○議長(太田譲君) これより令和6年第4回生坂村議会定例会を再開します。

○議長(太田譲君) 本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会は新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますのでご協力ををお願いします。

なお、マスクの着用については個人の判断とします。

○議長(太田譲君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあるとおりです。

---

### ◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により7番 平田議員、8番 吉澤議員を指名します。

---

### ◎日程2・委員長報告

○議長(太田譲君) 日程2・この10日に各常任委員会に付託した議案第47号から議案第54号までの事件案1件、条例案1件、補正予算案6件、陳情6・第10号から、陳情6・第11号を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

○議長(太田譲君) はじめに、総務建経常任委員長 山本議員。

○総務建経常任委員長(山本吉人君) 議長。

○議長(太田譲君) 山本議員。

○総務建経常任委員長(山本吉人君) 総務建経常任委員長 山本吉人 ただいまより、総務建経常任委員会審査報告をいたします。

総務建経常任委員会は12月10日にて、事件案1件、条例案1件、予算案4件について付託された議案審査を12月12日午前10時から第2会議室にて、出席委員山本、平田、吉澤、太田、行政からは藤澤村長、牛越副村長、総務課は藤澤総務課長と担当係長、振興課は真島振興課長と担当係長の出席で開催いたしました。

総務関係と振興関係について細部にわたり説明を受け、慎重審議の結果、それぞれのとおり決しましたので会議規則第76条の規定により報告いたします。

#### 議案第47号「生坂村若者コミュニティセンターの指定管理者の指定について」

この議案は生坂村若者コミュニティセンターの指定管理者を指定したいので地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑としましては、若者コミュニティセンター内の共有トイレの使用をしているが、トイレの清掃はどうなっているかの問いに、日々の清掃はSHONEN（ショーネン）合同会社がやっている。あと、年1回業者に清掃をお願いしているとのことです。

また、電気料金、水道料金の使用料の超過分はどうしているのか、の問いには、超過分に対しでは請求をしているとのことです。

#### 議案第48号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」

この議案は、刑法等の関係法令の改正に伴い、村の条例について字句の改正が必要となる5条例について、一括して改正する条例案です。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

#### 議案第49号「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第5号）」

この予算案は、既定の額に3328万7000円を追加し、総額を34億958万9000円とする補正予算です。

主な内容は、歳入で地方交付税を782万8000円、使用料および手数料を1416万円、県支出金490万2000円、繰越金690万4000円を追加し、歳出では、総務費を458万1000円、民生費では、778万2000円、衛生費では197万1000円、農林水産業費1233万7000円、土木費563万2000円、災害復旧費239万6000円を追加し、教育費で217万8000円を減額することとし、地方債限度額を4億1211万円とするものです。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

総務関係の主な質疑は、脱炭素事業のマイクログリッド工事費請負費、本年度分を使って、小水力電力の設計委託料にする理由はとの間に、令和7年度からスムーズに工事を始めるには詳細な設計を今年度中に作成しなければならないということです。

また、次の質問では、自転車用ヘルメット申請の状況は、の間に、現在まで10件程度の申請があるそうです。

振興課関係の主な質疑は、除雪路線はどんな基準で決めているのかの間に、平成26年2月の大雪のデータをもとに、この順路を決めている。

また、各区長に必要な除雪路線を聞き、追加、削除を決めているとのことです。

また、幹線道路以外の道の除雪はできないのかの間に、幹線道路以外の道は各区常会で対応してもらっているとのことです。

各区に配備している除雪機の点検はしているのかの間にには定期的に点検しており、除雪必要時に稼働できるようにしているとのことです。

#### 議案第50号「令和6年度生坂村営バス特別会計補正予算（第2号）」

この予算案は既定の額に67万6000円を追加し、総額を4937万6000円とする補正予算です。

主な内容は、歳入では繰入金を22万5000円、繰越金を45万1000円増額し、歳出では総額を67万600円とするものです。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑は、EVバスはいつ入り、稼働するのかの間にには2月上旬にEVバスが入り、3月上旬に充電器が入る予定になっている。稼働予定は3月上旬以降になる予定だとのことです。

#### 議案第53号「令和6年度生坂村簡易水道事業会計補正予算（第1号）」

この予算案は、収益的収入では97万1000円を増額し、総額を7516万4000円とし、収益的支出では5000円を増額し、総額を7419万8000円とし、未収金および未払い金の確定による特例的収入および支出の金額を改める補正です。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

#### 議案第54号「令和6年度生坂村下水道事業会計補正予算（第1号）」

この予算は、収益的支出を83万5000円増額し、総額を8043万5000円とし、未収金および未払い金の確定による特例的収入および支出の金額を改める補正です。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑は、中継ポンプの修繕等、本年度は今までなかったのかという問い合わせには、年に数回点検を委託しているが、本年度は現在のところ修繕するようなところはないということです。

また、個人宅の浄化槽の村の管理範囲はという質問には、浄化槽本体、流入部、排水部の規定範囲およびプロワー部分が村の管理範囲ということです。以上で総務建経常任委員会を終わります。

○議長（太田譲君） 総務建経常任委員長の報告を終わります。

総務建経常任委員長の報告について質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○議長（太田譲君） なければ、次に社会文教常任委員長 島議員。

○社会文教常任委員長（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○社会文教常任委員長（島幸恵君） 委員長報告をいたします。

生坂村議会議長、太田譲殿

社会文教常任委員会委員長 島幸恵

社会文教常任委員会は12月10日、本会議において社会文教常任委員会に付託された予算案3件、陳情2件の案件について、この13日午前10時から第2会議室において、委員議員島、望月、藤澤、字引の4名が出席し、委員会を開催いたしました。

出席者は藤澤村長、牛越副村長、総務建経常任委員議員4名、説明者には中山住民課長、上條教育長、坂爪教育次長、松沢健康福祉課長、関係係長他5名で詳細に説明を受け、審査を行いました。

慎重審議の結果、それぞれ次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定によりご報告いたします。

#### 議案第49号「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第5号）」について

この予算案は、住民課部分では人件費以外のものは税務関係で過年度還付金、また民生費の福祉センター特別会費経費で繰出金、衛生費の診療所費で器具等の修繕費および診療所の運営委託料を計上するもの。

教育委員会部分ではG I G Aスクール推進のため、通信環境アセスメントの分析調査業務委託、学級支援員を1名臨時で配置、子育て支援事業に関わる国県支出金の返還、東筑摩郡町村教育委員会の連絡協議会の視察研修負担金、小学校教科書更新に係る指導書の購入などを増額し、児童館のエアコン設置経費の減額を計上するものです。

健康福祉課部分では、4月から実施している帯状疱疹ワクチン接種補助申請が、予想を超えてあることで、助成金を増額計上することなどです。社会文教常任委員会部分について全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、住民課関係では、歯科診療所の診療報酬が昨年度比230万円減となっている。減っている要因はという質問に対して、人口が減っていること、新規の患者さんが少ない

ためとの回答がありました。村が歯科医の先生に来ていただき、歯科診療所を持つことは大変なことだが、診療所維持のために足りない部分を出すことは必要との意見。

また、通っている足の不自由な患者さんから入口のスロープに手すりがあるといいとの声があるので検討していただきたいとの意見がありました。

教育委員会関係では、小学校の学級支援員について質問があり、今年度末まで支援に入っていただくこと、事務の方が病休から復帰されたので、それまで代わりに事務に入っていた方に今度は支援に入っていただいているとのことでした。

小中学校でのタブレット使用状況について質問がありました。教科書が一部電子化され、タブレットで音声や動画などの教材を授業で使っている。先生と児童生徒間の授業内のやり取りや、家庭学習でも活用しているとの回答でした。

児童館のエアコン設置が、今年度見送られた件については、設置に係る国県交付金に今年度採択されなかった。令和7年度に脱炭素先行地域づくり事業の交付金でエアコン設置をしていくとのことでした。

健康福祉課関係では、非課税世帯臨時特別給付金が235万円減額になっていることについて、当初予算では非課税世帯全てを対象とし、また転入者の見込みも含めていた。申請されなかつた分を減額補正として計上している。

また、システムによらず自力で対応できたので、システム委託料を減額したとの説明でした。高齢者福祉センター、個室の冷蔵庫2台が故障した件について、10台購入したうちの2つなので使用状況によるが、今後順次更新の必要が出てくると思うとの説明がありました。

高齢者福祉センターの利用率は現在16室中12室に入居があり、問い合わせ等も含めると、利用率はかなり高いとのことでした。

帯状疱疹ワクチン接種の補助率が生坂村では高く、手厚くありがたいとの声が利用者から議員に届いているということが出されました。

#### 議案第51号「令和6年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第1号）」について

この予算案は、歳入で繰越金と他会計繰入金の補正、歳出では、一般管理費でパートタイム会計年度任用職員の報酬、維持管理費では、燃料費等の需用費、役務費、使用料の不足額について予算計上するものです。全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、パートタイム会計年度任用職員報酬が不足した要因はとの質問に対して、客数や宴会等増え、1人当たりの勤務時間が増えたため、などの説明がありました。新規で勤務する方を募集しているが、なかなか応募がないので、道の駅で働く方で都合がつく方に応援に入っていただいているとのことでした。

来年2月ごろ設置予定のチップボイラーが、いつ頃稼働するのか。また、チップは燃料費としてどれくらいを見込んでいるのかという質問に対して、浴室厨房の改修計画もあり、全体の工期と休館日など調整するため稼働時期は未定、チップの燃料費も調整中との回答でした。

#### 議案第52号「令和6年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第2号）」について

この補正予算案は、増額分は国庫補助金関係の還付金の計上、歳出部門は、給付費で保険給付費と地域支援事業を合わせて0とし、当初予算の中の科目構成を変更するものです。全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、補正が減額になっている項目と、現在経営状況があまり良くない社会福祉協議会と関連があるのかという質問に対し、減額の地域密着型介護サービス費は認知症型デイサービスはるかぜによるもので、現在休止しているので給付がない、増額分で訪問介護、通所介護は伸びているのは社協が関係する可能性がある、との説明でした。

生活支援体制支援事業費で行われた井戸端キャラバンの参加状況等はとの質問に、10区で実施し、後半は参加者も多く集まった。地域の方の交流を目的に行つたが、交流のあり方、今後この事業を継続するかについても課題があるとのことでした。

陳情6・第10号「臓器移植に関する不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める陳情について」

国内の臓器提供が年間100件程度であり、希望者数の0.6パーセントであるという現状で、個人が移植のために渡航することを防止することに国として踏み込むのは難しいのではないか。との意見があり、全員賛成で資料配布と決定いたしました。

陳情6・第11号「福祉医療制度を国の制度として確立することと医療助成に係る国民健康保険の国庫負担軽減調整措置を全て廃止することを求める陳情について」

現状では、福祉医療給付制度の窓口一部負担の有無など自治体間で大きな格差がある状態です。国としてどこに住んでいても格差なく必要な医療が受けられるよう、制度を確立してほしいとの陳情趣旨については理解するが、全国一律に変えるべきなのかという意見があり、全員賛成で資料配付と決定いたしました。以上の結果と審査内容をもって社会文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長(太田譲君) 社会文教常任委員長の報告を終わります。

社会文教常任委員長の報告について質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

---

## ◎討論

○議長(太田譲君) なければ次に討論に入ります。

ただいま、委員長報告がありました議案第47号から議案第54号までの事件案1件、条例案1件、補正予算案6件、陳情6・第10号から陳情6・第11号までを一括して反対討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 反対討論はありませんか。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 1番 島幸恵です。

陳情6・第11号「福祉医療制度を国の制度として確立することと、医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担軽減額調整措置を全て廃止することを求める陳情について」

社会文教常任委員会の資料配付という決定に反対の立場、国に意見書を提出してほしいという立場から反対討論を行います。

この陳情趣旨にあるとおり、現状では福祉医療給付制度の窓口の一部負担の有無など自治体間で大きな格差がある状態です。国としてどこに住んでいても格差なく必要な医療が受けられるよう、制度を確立してもらう、これはとても大切なことだと考えています。他の近隣地域でも意見書の提出、陳情が採択されて国に意見書が提出されています、することが決定されています。生坂村においても足並みを揃えて、国に対してこの制度を確立することを求める意見書の提出をするべきと考えて反対討論といたします。

○議長(太田譲君) 次に、賛成討論はありませんか。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 4番 望月典子です。

私も社文の常任委員として、席を連ねておりまして委員会でいろいろ議論しました。それで、もう少し議論を深めてから結論を出した方がいいと思って、私は資料配付っていうことに賛成して、全員賛成でそれは可決になりました。だからこれはこのまま賛成でいきたいと思います。以上です。

○議長(太田譲君) 次に反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。

○議長(太田譲君) なければ、討論を終結します。

---

### ◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

議案第47号「生坂村若者コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を採決します。

議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第48号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」を採決します。

議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第49号「令和6年度一般会計補正予算（第5号）」を採決します。

議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第50号「生坂村営バス特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第51号「令和6年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

議案第51号を原案のとおり決定することに賛成する方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第52号「令和6年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

議案第52号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第53号「令和6年度生坂村簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を採決します。

議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第54号「令和6年度生坂村下水道事業会計補正予算（第1号）」を採決します。

議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、陳情6・第10号「臓器移植に関わる不正取引非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める陳情」を採決します。

陳情6・第10号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、陳情6・第10号は委員長の報告のとおり決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、陳情6・第11号「福祉医療給付制度を国の制度として確立することと、医療費助成に関わる国民健康保険の国庫負担軽減額調整措置をすべて廃止することを求める陳情」を採決します。

陳情6第11号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手多数です。

よって、陳情6・第11号は委員長の報告のとおり決定しました。

---

## ◎議事日程の追加 1

○議長(太田譲君) お諮りします。

お手元に配付してある日程の他に、本日理事者より追加提案されております

議案第55号「議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」

議案第56号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案」

議案第57号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」

議案第58号「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第6号）」

議案第59号「令和6年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第2号）」

議案第60号「令和6年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第3号）」

議案第61号「令和6年度生坂村簡易水道事業会計補正予算（第2号）」

議員より提出されております

発議第10号「生坂村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案」

の合わせて8議案を追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 「異議なし」と認めます。

よって、8議案を日程に追加します。ここで追加日程を事務局より配付していただきますので、しばらくお待ちください。

---

## ◎追加議案の提案理由の説明

○議長(太田譲君) ここで、理事者より追加議案提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、12月定例会最終日の委員長報告、採決等でお疲れのところではございますが、追加議案のご審議をお願い申し上げます。議案の説明につきましては、条例案3件、予算案4件の計7件でございます。

議案第55号「議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、一般職の給与改定に伴い、議会の議員の期末手当額を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第56号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、一般職の職員の給与改定に伴い、常勤の特別職の期末手当の額を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第57号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、令和6年度人事院勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第58号「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第6号）」

この予算案は、既定の額に888万円を追加し、総額を34億1846万9000円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入では地方交付税888万円増額し、歳出では、給与改定に伴う各科目の人事費総額888万円を増額するものであります。

議案第59号「令和6年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第2号）」

この予算案は既定額に10万4000円を追加し、総額を1億2032万7000円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入では繰入金を10万4000円増額し、歳出では給与改定に伴う人事費を経営管理費で10万4000円増額するものであります。

議案第60号「令和6年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第3号）」

この予算案は、既定額に6万8000円を追加し、総額を3億2998万7000円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入では繰入金6万8000円を増額し、歳出では給与改定に伴う地域支援事業で6万8000円増額するものであります。

議案第61号「令和6年度生坂村簡易水道事業会計補正予算（第2号）」

この予算案は、給与改定に伴う人事費を30万1000円増額するもので、収益的支出の総額を7449万9000円とする補正予算であります。以上の議案でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

○議長（太田譲君） 提案理由の説明が終わりました。

---

#### ◎追加日程1・議案第55号から追加日程3・議案第57号

○議長（太田譲君） お諮りします。

追加日程1・議案第55号「議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

追加日程2・議案第56号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案」

追加日程3・議案第57号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」の3件を一括議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（太田譲君） 異議なしと認め、追加日程1・議案第55号から追加日程3・議案第57号の3件を一括議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎追加日程 4・議案第58号

○議長(太田譲君) 追加日程 4・議案第58号「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) （総務課長 朗読説明）

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

○議長(太田譲君) ここで換気のため休憩をとりたいと思います。  
再開は11時10分とします。

---

休憩 午前 11時00分

再開 午前 11時10分

---

#### ◎追加日程 5・議案第59号

○議長(太田譲君) 再開します。

追加日程 5・議案第59号「令和6年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(中山茂也君) （住民課長 朗読説明）

○議長(太田譲君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎追加日程 6・議案第60号

○議長(太田譲君) 追加日程 6・議案第60号「令和6年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) (健康福祉課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎追加日程 7・議案第61号

○議長(太田譲君) 追加日程 7・議案第61号「令和6年度生坂村簡易水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長(真島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(真島弘光君) (振興課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎質疑・討論

○議長(太田譲君) 質疑、討論に入ります。質疑・討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 反対討論はありませんか。

○議長(太田譲君) 反対討論ないようですので賛成討論を省略し、討論を終わります。

---

#### ◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

追加日程 1・議案第55号「議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 追加日程 2・議案第56号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第56号原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 追加日程3・議案第57号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第57号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 追加日程4・議案第58号「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第6号）」を採決します。

議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第58号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 追加日程5・議案第59号「令和6年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第59号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 追加日程6・議案第60号「令和6年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 追加日程7・議案第61号「令和6年度生坂村簡易水道事業会計補正予算（第2号）」を採決します。

議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

議案第61号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## ◎追加日程8・発議第10号

○議長(太田譲君) 追加日程8・発議第10号「生坂村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

○議長(太田譲君) 提出議員の朗読説明を求めます。2番 山本議員。

○2番(山本吉人君) 議長。

○議長(太田譲君) 山本議員。

○2番(山本吉人君) 発議第10号「生坂村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案」

本日提出。

提出者 生坂村議会議員 山本吉人

賛成者 生坂村議員議会議員 平田勝章

生坂村議会議員 吉澤弘迪

生坂村議会議員 太田譲

それでは発議第10号の提案理由の説明をいたします。発議第10号「生坂村議会議員の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案」について、この条例改正は、刑法等の関連法令の改正に伴い、字句の改正が必要となることから、改正する条例案で、第53条から第55条までの規定中の懲役を拘禁刑に定める条例案です。

以上、提案理由の説明です。議員各位のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎質疑・討論

○議長(太田譲君) 質疑・討論に入ります。質疑・討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 反対討論はありませんか。

○議長(太田譲君) 賛成討論はありませんか。

---

#### ◎採決

○議長(太田譲君) 討論を終結し、これより採決に入ります。

○議長(太田譲君) 追加日程8・発議第10号「生坂村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。

発議第10号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、発議第10号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) お諮りします。お手元に配付してある日程の他に、議員より提出されております

発議第11号「議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」の1議案を追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 「異議なし」と認めます。よって、1議案を日程に追加します。

○議長(太田譲君) ここで追加日程を事務局より配付していただきますので、しばらくお待ちください。

---

### ◎追加日程2－1・発議第11号

○議長(太田譲君) 追加日程2－1・発議第11号「議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

○議長(太田譲君) 提出議員の朗読説明を求めます。7番 平田議員。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 発議第11号 令和6年12月17日

生坂村議会議長 太田譲殿

提出者、生坂村議会議員、平田勝章

賛成者 同 山本吉人、同 藤澤幸恵、同 字引文威、同 吉澤弘迪

「議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条および会議規則第14条第2項の規定により提出します。

生坂村条例第5「議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」

「議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例」昭和41年生坂村条例第3号の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「26万7000円」を「30万2000円」に改め、同項第2号2号中、「20万円」を「23万5000円」に改め、同項第3号及び、第4号中、「18万2000円」を「21万7000円」に改め、同項第5号5号中、「18万円」を「21万5000円」に改め、同号本文中、「」中内を削り同号但し書きを削り、同条第2項から第4項までを削る。

付則この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員の任期の初日から施行する。

以上です。

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

## ◎質疑・討論

○議長(太田譲君) 質疑・討論に入ります。質疑・討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 反対討論はありませんか。

○1番(島幸恵君) 議長。

○1番(島幸恵君) 質疑を。

○議長(太田譲君) 質疑、1番 島議員。

○1番(島幸恵君) 1番 島幸恵です。議員報酬の改定に関わるの議会からの提言書には、多くの議員から年齢による仕事量に差はなく、また区別することで議会運営に支障をきたすなどの意見があり、報酬は一律平等にするというふうに提言がされています。この報酬というのは、今の制度というのは仕事量の差ではないということは、議員の皆さんおわかりだと思うんですけれども、ですので仕事量に差はなく区別することで議会運営に支障をきたすということでの提言というのはどうなのでしょうかという点と、あと今の制度が実際どうであったからという検証っていうのが、改定をする上で欠かせないと思うんですけれども、この検証というのはされてきたのか。

私も話し合いの中に入っていたわけなんですけれども、検証っていうのが必要だということはずっと申し上げていました。ですので、提言に書く上でも、今の制度がどうであったからというのをしっかり検証し、ここの今の制度の問題点、ここが一律にすることで、こういうふうに変わることのようことで、提言をしていくべきだと思うんですけれども、その辺のところをお答えいただきたい。

というのは令和5年3月に生坂村代表監査委員に出された議員報酬アップの効果検証についての答申において、3つ目において、検証は当事者議員でない村民がすべきというふうに、議会が代表監査委員にこれは答申として提出をしているものです。ですので検証っていうのをしっかりしていくべきだったのではないかでしょうか。それがやはりされていないで、仕事量に差がないから議会運営に支障をきたすという意見というので提言を出されるっていうのは、検証っていうのをしっかりされていくべきだったのではないかというところで質問いたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 島議員もご存知だと思うんですが、その検証っていう事態がどういう形でやったらしいとかっていうのが、よくわかりませんけれども、少なくともアンケートを前に出してるので、1つはアンケートを重んじたもの、それから議員の人たちは、どっちかっていうと村民代表で来ているものですから、その人たちは村民の議員の人たちは村民の代表の意見でそういうアンケートもあるし、また周囲もいろいろ意見を聞いていると思いますので、その結果こういう具合に話をしたと、こういう結論になったと思います。以上です。

○議長(太田譲君) その他質疑ございますか。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 1番 島幸恵です。質疑をさせていただきます。先ほど申し上げました報酬改定に関わる提言書において、報酬を平等にする、一律にすると、1つとして村を愛し、村の

ことを理解している議員の参画を図ることになる。2つ目として、更なる議員活動の活性化を進めることができる。3つ目として、村民全体の代表として諸活動を行う環境が整うというようなことが書いてあるんですけども、一律にするとどうして今ここに提言書に書いてある村を愛し、村のことを理解する議員が参画することになるのか、更なる議会議員活動の活性化を進める事になるのか、村民代表として諸活動を行う環境が整うことになるのかっていうのの説明をお願いいたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 今のその内容っていうのはね、言ってることがその目的なんですよ。ですからそれがどうこうっていう話じゃないと思いますし、元々どこの自治体行っても、本来ですと議員報酬が、個人個人に役場の職員じゃないけど公務員の何等級何号とかね、そういうような報酬は何もつけてないんで、基本的に議員必携でも、一応平等ということになっておりますので、基本的には平等ということで一律にしてあるわけです。

ただ、たまたま55歳30万円したっていうのは、本来だと本来のあれ何て言うかなあ、あれにはあまり良くはなかったんですけども、一つの試みとして一時的にやってみたっていうことなんんですけども、そこで当選された対象者の人たちに聞いたところでは、助かっているかどうかっていう話を聞きしたんですが、どっちかっていうと、そういう30万円の報酬でもって出たわけじゃないっていうそういう話を聞いたりしてたもんで、自分たちもがっかりはしてたんですけども、そんなようなこともあったりして、さほど55歳の30万円っていうのは、誰もえらい目標にしてない、あまり上げても意味がなかったのかななんていうふうに、前の改正前のときには、一生懸命やったこと自体が何だったんだっていうふうに自分も反省しますけども、そんなような今の経緯から見たら、やっぱり一律がいいじゃないかとそのように私は思います。以上です。

○議長(太田譲君) その他質疑ありませんか。ないようなので、次反対討論はありませんか。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 1番 島議員。

○1番(島幸恵君) 1番 島幸恵です。発議第11号「議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について」反対の立場から討論をいたします。

理由の1つ目は、今の議員報酬制度ができたときの狙いのように、若者世代のなり手を増やしたい、議員になるために仕事を辞めたりですとか、子育て世帯であったりしても生活していくくらいの報酬、生活給として考えてほしい、そう思うからです。若い人の立候補を促し、議会として多様な世代の意見を取り入れたいと方向づけたことが評価され、現制度は第16回マニフェスト大賞特別賞を受賞しています。全国的に議員の多くは高齢の男性が多いです。小さな自治体においては、議員報酬が少ないので、会社勤めを終えられた方など、議員報酬を年金プラスアルファと考えられる人の他は、議員になりにくい現状があるからかと思います。もちろん経験を積み、村の役職などを経て、村のことがよくわかっている方に、議会に入っていただくことはとても大切です。しかし、現時点で、若者や女性が議員に立候補しようという気運、土壌、これが私はできていないのではないか、そんなふうに考えています。

ですので、この若者や女性が議員になかなか立候補するっていうような土壌がない中で、報酬を一律にするということは議会における議員の年齢構成、また性別、これ報酬とか関係ない今の

関係ないかもしれないんですけどもそういうことにその偏りが出ないかというような危惧があります。

理由の2つ目は、これは今回の議員報酬改定の方針についての決め方についてです。令和2年度に今の議員報酬の制度ができたときには、方針が決まってから対象にアンケートを取って75パーセントぐらいの方から賛同を得たりとか、公聴会を開いて、村民の皆さんのお見を聞くということがされてきたわけなんですけれども、今回の改定案においては、議会としてこういうふうに報酬を一律にしていこうというような方針が決まった後に村民の皆さんに議会のこの方針を伝えるために説明会を開いたりとかアンケートをとったりということがなかったので、これはしっかりとこの村民の方に、議会としてはこういう方針でいきたい、来年度選挙もありますことですし、こういうふうにしたいんだけれどもというような説明をして意見をしっかり聞くべきだったのではないかということ。

3つ目なんですけれども、先ほどの質疑で申し上げましたけれども、今の報酬の制度、問題があるのであつたら、今の状態でのその検証、今までやってきたことへの議会として、また代表監査委員に出された答申には、検証は当時者議員でない村民がすべき。ということはこれは議会として議員が書いていることです。議員が令和5年度3月にこのようなことを令和5年3月に書いたにもかかわらず、検証というのも行っていないというのは、私は問題なのではないかと思っています。検証をし、問題があるのであれば、よりよいその議会活動、議員の立候補を促す。そういうふうにするにはじやあこういうふうに一律だったら一律にした方がいいんじゃないかというような提言っていうのを出すべきではなかつたかと思います。

この条例案に先立ちまして、報酬審議会の皆さんに審議をしていただいて、議会で出した23万1000円が21万5000円が妥当じゃないかということで、答申をいただいて条例案に至っているわけで、その審議会の皆さん、委員の皆さんは生坂村のことをよくわかっている皆さんですので、それを尊重したいというご意見でこの条例案になっています。審議会の皆さん村のことよくわかってらっしゃるんですけども、55歳以下の報酬の30万円という対象の方っていうのは委員が8人いた中でお1人ということを伺いました。8人の中で女性はお2人入ってらっしゃいます。審議会の答申というのも、ものすごくその尊重をしていくべきだと思うんですけども、やはり私はもっと対象年齢の若者の意見というのも議会として聞いていくべきだったんじゃないかなというふうに思っています。

昨年度、報酬、議員報酬についてのアンケートが取られまして、その結果6割が変えた方がいい、ということで、議会改革検討会でその報酬についての話し合っていいうのが始まったわけなんですけれども、結局のところ高すぎるというご意見が、46パーセントぐらいあって、それに沿って話し合っていいうのをされてきたわけなんですけれども、結局のところ役職の手当ということで、役職の手当っていうのはそのまま改定っていうのはされませんで、議長だと8万5000円でしたっけ、くらいの手当が付くので、この条例案には30万2000円ということが書いてあります。高すぎるというご意見があったんですけども、結局のところ議長の報酬っていうのは、上がります。

審議会の方でも算定計算をしていただいたんですけども、この改定がなされると、全体の議会費というのは今年度55歳以下の対象3名おりますけれども今年度の全体の議会費よりは大体同じですけども、ちょっと上がります。結局のところ一律にして全体っていうのはそんなには変わらないけれども、上がるというような状態でもあります。

アンケートの結果なんですけれども、私達はその報酬について話し合いをする上で、アンケートの結果っていうのはものすごく尊重したりとか検証したりとか、していくべきだったと思うんですけども、このアンケートの結果は、私達コピーなんかももらえてないんです。それは図書室、生坂村の図書室と、その議会事務局にそのアンケートの結果があるということで、議員は

それを記録としていただけていない、写真を撮ることもできない。その上で報酬についての話し合い、じゃあアンケートの結果をしっかり検証するのに、私達はそれを見ることはできましたけども、写しはもらえてないので、会議の場ではわからないんです。それは税金を使って、このアンケートを取ったにもかかわらず、その報酬について話し合う議員が、しっかりそのアンケートの結果を見ることができない、これも私はすごく問題だと思いました。

そのアンケートの結果というのは議会、議員が何をしているのかわからない、これは報酬特別審議会の方でも出たご意見ですけれども、そういう厳しいご意見があるのでそこは私達議員がしっかり活動を発信したりとか、議員として何をやってるかわからないというのではなく報告会を開くなり、なんなりそれはやっていくべきだったと思っています。

審議会の答申としては厳しい意見、生坂村の議員が何をしてるのかわからないというご意見もありますし、それも議会として、今会議録も令和4年1月を最後に公開されていない状態です。常任委員会の傍聴に関しても、生坂村の委員会条例では、委員長の許可があれば傍聴はできるということに書いてあるんですけども、生坂村議会の全員協議会において、部屋が狭いからということで傍聴が今できることになっています。

生坂村議会が、適切な情報公開をしていないんじゃないかなっていうことは、前々から申し上げてるところなんですけれども、そういうところも審議会の皆さん、村民の皆さんからの厳しいご指摘、その理由になってると思います。そのところは議員として議会としてしっかりやっていかなければいけない。そういうことでもっと下げた方がいいっていうような厳しい村民の皆さんのご意見もあります。私のところに届いています。

それでも、この条例に反対をして、今までのその報酬っていうのを継続してほしい。このように討論をしているのは昨年度のアンケート結果でも、4割の方っていうのは今の報酬でいいんじゃないかな、このようなご意見が出ています。本当に来年度、もう4月に生坂村議会議員の選挙がありますので、若い世代の方にもっと立候補をしていただきたい。その議員報酬については生活給としてしっかり考えて言っているんだよっていうのは生坂村の議会はそんなんだよっていうところのメッセージを発信するためにも、私はこの発議第11号「議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」について反対討論といたします。

○議長(太田譲君) 次に、賛成討論はありませんか。

○7番(平田勝章君) 私は賛成の意見を言いたいと思います。島さんの言われるように全体を、報酬を上げることは確かにいいかもしれないけども、一番いいのは国の制度が交付金か何かそういうなりきに、いわゆる県の議会だと市会議員の報酬はかなり高いです。そういうとこから見ると、町とか村の議員の報酬はかなり低いんですけども、それもやはり自治体の予算とか、それによってどうしてもお金も限られてくると思うんです。

ですから、こういう実際に特別職報酬等審議会の皆さんも、村の事情いろいろわかっている人たちが集まつていろいろ審議をしてくれたと思います。その上で、今のこういう21万5000円という金額を出してもらったんですけども、それは今言ったように高ければ、高いほどそれに越したことではないんですけども、また議会で単独でね発議で高いお金でもって報酬で出すことはできるかもしれないんですが、それでは住民のまた意見と、意見というか考えとまた別れる、そんなことから私は、特別職の報酬審議会の出された結果の21万5000円を尊重した方がいいという、これはこれからも何年か何年後かにもまたこういうことがあると思いますけども、尊重していくことがいいことだと、そういうことで今回賛成の意見を出したいと思います。

○議長(太田譲君) 次に、反対討論はありませんか。

○議長(太田譲君) 賛成討論はありませんか。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 8番 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 今反対というんで島議員がいろいろ申しておりましたが、理解が足りない部分が島さんにはありますので、私の立場で議会代表の監査委員ということで申し上げたいことがあります。

検証はですね、これは前回の審議会で議員に検証をどうだかしてくれということがあったわけです。村民にやれ、ということは言っておりません。ですから忠実に私ども代表監査委員は議員に検証をしてください、そういうことで、この案ができた2年後にそれを実行いたしました。

それで、検証の結果はですね、その効果があった反面もあるけれども、効果がなかった反面もあると、こういうことで検証の結果が二つにわかれてしまったような感がございますので、そういう結果でございました。

ですから、今回それをまた審議委員の方でも同じような項目について検証をしてくれということが出たと思います。それで、審議委員の方々は、これは村の代表のそれぞれ選出された方々がやってるわけですから、どうだこうだってわれわれはいう立場ではございません。村民の意見として、我々はこれを忠実に受け止めなきゃいけないということが、議員と立場としての正常な姿勢であると、そのように私は思います。

それでいろいろ意見が出ておりますが、1つはですね、男女の女性が出るということを重点に言ってるわけですが、議論の中でもですね、女性は出てえらい効果があつたっていう、そういう検証がしっかりできない。女性であって、女性の代表としての仕事が果たしてできているのかということが1つは議員間にも疑問がございます。

それから年齢ですが、これは年齢で若い人が出て若い人がそれじゃ、特別に若い人としての仕事をやったかという、そういうしっかりした確証がないということだし。それから議員の間からもでましたが、差別がないと実際には年をとっても若い人たちも同じように仕事はやってると、それと差別をして、お金を出すということについては非常に苦しいと、そういう立場を実際に言っているわけです。

それともう1つ、該当する人はですね、今3人おるわけですね島さん、それから名前はあげればいけませんけれども幸恵さん、それから太田議員と、それで今回のその報酬に対して賛成している人が2人いるわけですよ。反対は島さんだけ。島さんについては、反対の意見はちゃんと慎重というか尊重して、今回の発議の中にも島さんの名前はございません。私もこのことについては、多数決とかどうとかっていうことは、あまり言うものではないとそんなふうに考えておりまして、発議の中にその気持ちを表せばいいということです。そう思います。

それともう1つはですね、監査委員は、どういうことを観点で、こういうことに対して対処するかと申しますと、一つはねやっぱり村の経済効果なんですよ。だからこれ、55歳以下の人に30万で出すと、今まで一律18万でしたが、30万にするということは村としても大きなその経済のお金が公金、これはみんなの公金なんですよ。公金の税金の中から出して効果のないものをやることはできないと、それが1つは大きな目的でしたので、検証をしてくれということを言ったわけですし、我々が今、その結論を出す中にも、そういうその効果が本当にあればいいと。理屈ではなくて、本当に効果があればいいということを一番問いたいわけでして、村民がその効果があるとはっきり認めてればいいけれども、その中には効果が全くないと、何をやってるんだとそれ島さんが、言ってるとおりの人もおりますけれども、効果があればいいけれども効果がないということになれば、これは考え直さなきゃいけないと。

そういうことですので、全体の中の自ら議員が出した答えですので、それについてはやっぱり素直に納得して、皆さんの意見にもやっぱり沿うことが私は必要じゃないかとこういうふうに考え、賛成討論といたしたいと思います。

○議長(太田譲君) 次に反対討論はありませんか。  
ないようですので、賛成討論を省略し終結します。

---

### ◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

○議長(太田譲君) 追加日程2－1・発議第11号「議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。  
発議第11号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 賛成多数です。  
よって、発議第11号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎追加日程2－2・議員派遣の件

○議長(太田譲君) 次に、追加日程2－2・「議員派遣の件」を議題とします。  
お諮りします。  
議員派遣の件についてはお手元に配付してあるとおり、派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) よって、議員派遣の件はお手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

---

### ◎継続審査の申出

○議長(太田譲君) 次に、日程4・「閉会中の継続審査および調査の申し出について」を議題とします。

○議長(太田譲君) お手元に配付してあるとおり、それぞれの委員長から閉会中の継続審査および調査の申し出がありました。  
会議規則第74条の規定によりこれを許可したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 「異議なし」と認め

議会運営委員長 平田議員、総務建経常任委員長 山本議員、社会文教常任委員長 島議員から申し出のありました閉会中の継続審査および調査を許可することに決定しました。

---

#### ◎村長挨拶

○議長(太田譲君) 以上で本定例会に付された議事日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。ここで村長の挨拶を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、令和6年第4回生坂村議会12月定例会の閉会にあたり、御礼のご挨拶を申し上げます。10日から始まり、8日間の日程の12月定例会でございましたが、慎重にご審議を賜り、全ての議案を原案どおりご採択ください、誠にありがとうございました。

さて、今年の国連気候変動会議COP29では、途上国への気候変動対策支援資金の目標を従来の年間1000億ドルから2035年までに年間3000億ドルに増やすこと、パリ協定第6条に基づく国際的な排出削減メカニズムの具体化を進めること、再生可能エネルギーの導入を加速させるための取り組みを決定すること、温室効果ガス排出削減目標の強化を図ることなどが決まったところでございます。

今定例会でも当村の脱炭素行地域づくり事業関係に関しまして、4人の議員各位から一般質問でただされました。現在、答弁させていただいたとおり、各事業は着実に遂行されていますとともに、まだ環境省との調整をさせていただき、検討しなければならない案件もございますので、引き続き村民の皆さんに、当事業の進捗状況や補助事業等について、毎月の「龍と子」や広報いくさかなどで周知してまいります。

国の今年度補正予算は、今月21日の会期末までに成立する見込みとして今定例会の冒頭の挨拶で申し上げましたが、物価高騰対策として、重点支援地域交付金や、住民税の非課税世帯を対象とした給付金の支給などには一般会計補正予算に計上することになります。

また、今年度補正予算案関連の地方交付税法改正案を決定しますので、補正予算案により増額されています今年度の地方交付税の追加交付もあるところでございます。

また、近日中に今年度の特別交付税、12月交付分の額が発表されますが、現時点で普通交付税が1729万円の留保額ですので、この状況ですと、今年度当初の財政調整基金の繰入額1億250万円と地域振興基金の繰入額1億円を計上した分は、12月と来年3月の特別交付税等を見込みますと基金を崩さずに執行できるか微妙なところと考えている次第でございます。

これは、脱炭素先行地域づくり事業と防災無線施設整備工事の大型事業により、今年度当初予算が当村始まって以来の予算額であり、持続可能な生坂村を構築するための重要な投資でございますので、私が村長になってから初めて基金が減額するか、また起債が増えることが想定されますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

そして、明日18日に、令和7年度の予算編成会議を行いますが、政府は、経済財政運営と改革の基本方針2024等を踏まえ、足元の物価高に対応しつつ、デフレを脱却し、新たなステージとなる賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を実現することを目指して、物価上昇を上回る賃金上昇の普及と定着、地方創生2.0の軌道、官民連携による投資の拡大、防災・減災および国土強靭化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交安全保障環境への変化への対

応、充実した少子化、子供政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講じることによって、メリハリの利いた予算編成を行うとされております。

このような国の動向を考慮する中で、当村の来年度の予算編成では、脱炭素先行地域づくり事業と防災無線施設整備工事に加え、やまなみ荘の改修工事の大型事業を実施していく年度であり、さらに生坂村の次代に向けての重要な事業の実施年度となりますので、新年度当初予算は増額するものと考えているところでございます。

また、従来どおり生坂村第6次総合計画を根幹に生坂村づくり計画を実行計画とし、知恵を出し、創意工夫をして、引き続き村民の皆さんのニーズに応えられる施策の推進を図り、将来の見通しを十分考慮した有効で、効果的な予算配分に努めてまいります。来年1月からそれぞれの運営協議会運営委員会等でも、来年度の事業予算についてご審議をいただき、その結果も反映させ、村民の皆さんのご理解とご協力もいただき、これから目標の実現に向けた取り組みも推進してまいりたいと考えております。

また、地区担当職員は、地区の課題の把握に努め、課題解決や活性化に向けて、「地域発元気づくり支援金」や「絆づくり支援金」等によります事業検討も行ってまいります。

来年度の県の地域発元気づくり支援金の申請につきましては、松本地域の説明会が、明日18日の午後に松本合同庁舎で開催され、松本地域振興局による2回目の事前相談会は、来年1月9日に、役場において開催されますので、各地区の取り組みを協働により進めていこうという事業がありましたら申請をお願いしたいと思います。地区担当職員、担当部署もご相談を承りますので、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

村が活気にみなぎるために、村民の皆さん元気で活動されることが大切であります。そういう点で村民の皆さん地域、村に愛着と誇りを持っていただき、地域の絆を大切にし、支え合い、守り育てていこうという責任感を共有し、村民の皆さんのご理解とご協力のもと、協働による村づくりを進めているところでございます。

議員各位並びに村民の皆さんには今年も残りわずかでございますが、健康にご留意なされ、良い年を迎えられることをご祈念いたしますとともに、引き続き村政運営にご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（太田譲君） 本定例会の会議に付された事件につきまして、慎重審議をいただいたことに対し深く感謝申し上げます。

以上をもちまして、令和6年第4回生坂村議会定例会を閉会とします。

○議長（太田譲君） なお、この後全員協議会を開催します。開催は13時半とし、第2会議室で行いますので、お集まりください。

○議長（太田譲君） 起立。礼。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 12時 16分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 6年12月17日

議長

佐々木義

署名議員

平田勝章

署名議員

吉澤了迪